

平成28年9月14日

民生常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会民生常任委員会会議録

平成28年9月14日（水曜日）午前10時開会

---

出席委員（6名）

委員長	浅野敏江君		
副委員長	土見大介君		
委員	西村勝男君	阿部かほる君	
	菊地進君	小高洋君	

---

出席議長団（2名）

議長	香取嗣雄君
副議長	伊藤博章君

---

欠席委員（なし）

---

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
健康福祉部長	桜井史裕君	市立病院事務部長 兼医事課長	荒井敏明君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	川村淳君	健康福祉部 子育て支援課長	木村雅之君
健康福祉部 長寿社会課長	鈴木宏徳君	健康福祉部 保険年金課長	志野英朗君

---

事務局出席職員氏名

事務局次長	事務局次長	鈴木忠一君
兼議事調査係長	兼議事調査係長	
議事調査係主査	議事調査係主査	片山太郎君
平山竜太君		

会議に付した事件

議案第60号 塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例

議案第62号 塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

議案第63号 平成28年度塩竈市一般会計補正予算

議案第64号 平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算

議案第67号 平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算

議案第68号 平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

「民生常任委員会閉会中の調査に係る取り組み課題について」

午前10時00分 開会

○浅野委員長 おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第60号「塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例」、議案第62号「塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例」、議案第63号「平成28年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第64号「平成28年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算」、議案第67号「平成28年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算」、議案第68号「平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」の6件であります。

これより議事に入ります。

議案第60号、議案第62号ないし64号、第67号及び第68号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 民生常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件でございますが、塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例など計6議案でございます。各号議案につきましては、この後それぞれ担当からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りいただき、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 それでは、初めに長寿社会課から議案第60号塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元の資料No.5 定例会議案と資料No.18定例会議案資料をご用意をお願いいたします。

まず、資料No.5の4ページをお開きをお願いいたします。

議案第60号塩竈市老人憩の家条例の一部を改正する条例でございます。

この条例の改正の理由でございます。提案理由に記載のとおり、清水沢東老人憩の家の供用開始に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条例の施行期日は、附則に記載のとおり本年10月1日でございます。

それでは、改正の内容をご説明いたします。資料No.18の2ページ、3ページをお開きをお願いいたします。資料No.18でございます。

まず、2ページの1の概要ですが、高齢者の教養の向上及びレクリエーション等のための場

として、災害公営住宅である市営清水沢東住宅の集会所に併設して整備している高齢者生活支援施設を老人憩の家として活用し、高齢者の心身の健康の増進を図るものでございます。

2の老人憩の家の必要性でございます。

まず、清水沢東住宅1号棟から3号棟まで170戸が整備されていますが、この住宅の入居者の多くが高齢者であることが予想され、集会所だけでなく引きこもり防止の観点から、高齢者が気軽に集える場や一般高齢者を対象とした介護予防・日常生活支援事業の会場として活用できる施設の確保が必要な状況でございます。一方、本市の既存の高齢者施設である桜ヶ丘老人憩の家は昭和50年に整備された施設であり、高齢化が進む中、今後のいきいきデイサービスの事業対象者の増加予想に対して施設が手狭になっている状況でございます。このようなことから、清水沢東住宅集会所に併設する高齢者生活支援施設を老人憩の家として機能を明確化し、活用していくことにより、本市の高齢者福祉、介護施策の充実を図ろうとするものでございます。

3の施設の整備内容でございます。

(1) 整備計画は、この9月中に完成予定であり、(2) 構造等は、木造平屋建てで集会所と合わせて1棟です。(3) 床面積は、老人憩の家の専用部分が大広間、事務室など76.18平米、集会所との共用部分が男女多目的トイレなど、廊下など計103.52平米でございます。

次に、補正予算計上の内容にもなりますが、(4) 備品等はテーブル、椅子などの備品が101万円、カーテンなどの消耗品が33万2,000円、(5) 維持管理費が半年分の光熱費として20万6,000円、合計154万8,000円となり、4の事業費及び財源内訳記載のとおり、全額が一般財源となります。

5のスケジュールでございます。

本年10月1日に老人憩の家の供用を開始しますが、本格稼働は来年平成29年4月1日を予定してございます。

なお、今後の運営等の表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、本年10月から平成29年3月まで、桜ヶ丘老人憩の家は従来どおりいきいきデイサービスを実施し、高齢者団体等の利用を継続します。一方、清水沢東老人憩の家は、この間、本格稼働の準備、そして住宅居住者や地域の高齢者の沙龙的な場として活用してまいります。平成29年4月以降は、いきいきデイサービス事業を桜ヶ丘から清水沢老人憩の家に移転しまして、桜ヶ丘は貸し館施設として引き続き高齢者団体等にご利用いただきます。また、清水沢東は本格稼働を開始し、いきい

きデイサービスを初め相談員の兼務配置、さらには清水沢東住宅居住者及び地域の高齢者のサロンの場としての活用を図ってまいります。

3ページをごらん願います。

下段のほうでございますが、平面図の右側、太線で囲まれた高齢者生活支援施設と記載された部分が老人憩の家の専用部分でございます。なお、この資料の1ページには新旧対照表を記載しておりますのでご参照願います。

議案第60号につきましては、以上でございます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第62号塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案資料No.5と議案資料No.18をご用意願います。

お手元のまず資料No.5、定例会議案の6ページをお開き願います。

議案第62号塩竈市児童館条例及び塩竈市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例でございます。

条例改正の理由でございますが、10ページをお開き願います。

提案理由に記載のとおり、児童館及び放課後児童クラブにおいて指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正条例の施行期日は、附則に記載のとおり平成29年4月1日でございますが、準備行為の項に記載のとおり、指定管理者に児童館等の管理を行わせるために必要な引き継ぎ等の準備行為については、条例施行の前にも行うことができるようにさせていただきたいと考えております。

それでは、改正の主な内容をご説明いたします。資料No.18、12ページをお開き願います。

児童館及び放課後児童クラブの指定管理についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、平成27年度に本格施行された子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブの設備・運営に関する基準が設けられ、児童の自主性や社会性、創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を通じて児童の健全な育成を図ることとなり、本市でも対象学年を6年生まで拡大等を行ったところですが、このことを踏まえ、多様なニーズ、例えばこれまでの低学年中心の保育に加えて高学年児童受け入れの視点をあわせ持つことや、個別に支援が必要な児童に対する対応など多様なニーズに対応するとともに、専門的な知

識・経験に基づく新たな運営を図るため、児童館及び放課後児童クラブに指定管理者制度を導入させていただこうとするものでございます。

なお、指定管理を導入する場合でも、児童館や児童クラブの利用申請や入級申請に係る許可等は児童等の支援に向けその状況をしっかり把握しておくことが大切であることから、引き続き、本市が責任を持って行うこととさせていただきます。

2番の児童館、児童クラブの現況です。両施設の利用状況は記載のとおりでございますが、配置職員については児童館が正職員3名を含め合計4名、児童クラブが非常勤職員の支援員、補助員などを合わせて43名となっております。

3番の問題点と課題についてです。前段、ご説明さしあげました子ども・子育て支援新制度の本格実施に伴う対応を初め、(1)から(4)までの4つが課題として挙げられます。

4番の指定管理制度のメリットでございますが、ただいま4つの課題ごとに(1)から(4)に記載しているメリットがあるものと捉えています。まず、(1)の新制度への対応といたしましては、児童の自主性・社会性・創造性の向上を目指し、専門性を備えた人材の配置と育成や、地域世代間交流が期待されます。(2)の児童の健全育成としては、基本的な生活習慣・学習習慣の定着に向け、指定管理者によるクラブリーダーや常勤職員の配置等により、児童の育成支援が可能となるものです。さらに、(3)の支援を要する児童の受け入れとしては、職員の加配と専門性を備えた職員の配置等により受け入れが可能となることなどが挙げられます。(4)の職員の雇用の安定化としては、雇用期間満了による職員の補充が、指定管理者による柔軟かつ効率的な雇用管理に基づく人材の確保などが期待できます。

次に、5番の指定管理による運営の考え方です。児童館等の運営については、指定管理のメリット等を生かしながら、(1)に記載の管理・運営の基本方針に基づき、公募型プロポーザル方式によりより適切な事業者を選定してまいります。これらの取り組みにより、これまで以上に保育の安心感を高め、規則正しい生活習慣と学習習慣を身につける取り組みを行います。さらに、支援を要する児童については、受け入れ体制の整備により基本的に全ての児童を受け入れてまいります。

このような基本方針に基づき指定管理を導入するために、(2)に記載のとおり、児童クラブの公の施設としての位置づけを明確化し、学校施設の利用についても利用根拠を明確にしてまいります。

(3)の運営概要についてでございます。①の開館時間や②の休館日等は現行どおりとしま

すが、それぞれ米印に記載のとおり、その変更については市長の承認を受け、指定管理者が柔軟に対応できるものとしております。

14ページをお開き願います。

児童クラブの利用料はこれまでどおり月額3,000円としますが、利用料収入を指定管理者の収入とする利用料金制をとることにより、例えば利用料の口座振替に向けての検討など、保護者の皆様の利便性の向上にもつながるものと考えています。

(4) 指定管理の期間は、まず、平成29年度からの3年間と設定し、指定管理の状況・成果等を検証しながら、本市の子供たちにとってよりよい制度としてまいります。

6番のスケジュールでございます。今定例会でご承認をいただきましたら10月から指定管理者の募集・選定を行い、記載のスケジュールのとおりで取り組んでまいりたいと考えております。

7番の事業費と財源内訳ですが、こちらは後ほどご説明する議案第63号の補正予算に係る部分になりますが、指定管理期間3年間の債務負担行為限度額を設定させていただきたいと考えております。限度額の積算に当たりましては、さきに見積徴収委員会の承認を得て数社から提出された参考見積書をもとに積算してございます。単年度で1億2,650万円、3カ年合計で3億7,950万円でございますが、この限度額の範囲内で事業者の募集を行いたいと考えております。

資料No.18、同じ資料になりますが、5ページから11ページには今回の条例改正の新旧対照表を掲載しておりますので後ほどご参照ください。

この指定管理者制度の導入によって、児童あるいは保護者、さらには指導する職員のそれぞれにとってこれまで以上に魅力があり安定的で安心感のある事業運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

子育て支援課から、議案第62号については以上でございます。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 それでは、私からは議案第63号平成28年度塩竈市一般会計補正予算のうち、生活福祉課所管に係る内容につきましてご説明をさせていただきます。

説明の都合上、初めに、本補正予算に係る東日本大震災災害義援金の事業概要についてご説明いたします。



恐れ入りますが、資料No.18、定例会議案資料をご用意いただければと思います。資料番号18の26ページないし27ページをお開き願います。

1の事業概要でございますが、東日本大震災で被災された世帯を対象に、宮城県災害義援金配分委員会で示されました基準に基づき、本市災害義援金配分委員会での承認を踏まえ、第8次の義援金受付団体分及び第7次の宮城県災害対策本部分の災害義援金を支給しようとするものであります。

2の配分基準及び補正予算積算基礎の内容でございますが、表に記載いたしておりますとおり、支給対象の各区分に応じまして単価の欄に記載の金額が配分され、受付団体分として配分件数合計で2,147件、支給額合計で1,775万8,000円、宮城県分として配分件数合計で1,677件、支給額合計で193万7,000円で、総額では1,969万5,000円となるものであります。

3の事業費及び財源内訳であります。1,969万5,000円の事業費の財源といたしましては、その他に区分されます寄附金で全額充当されることとなります。

次に、27ページに、4といたしまして、これまでの東日本大震災災害義援金配分額について今回の追加配分額とこれまでの配分額の合計についてお示しをいたしておりますので、後ほどご参照賜ればというふうに考えます。

続きまして、本補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料番号17番、一般会計補正予算説明書をご準備いただきます。議案資料番号17番の7ページないし8ページをお開き願います。

説明の都合上、初めに、歳出予算より説明させていただきます。

今回、補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、第3款第4項第1目災害救助費20節の扶助費におきまして、東日本大震災災害義援金の受付団体分として1,775万8,000円を、宮城県分として193万7,000円、合計で1,969万5,000円を計上いたしましたものであります。

次に、事業費に対します歳入予算についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料3ページないし4ページへお戻りいただければと思います。

第17款第1項第1目一般寄附金第1節一般寄附金の1,979万5,000円のうち、先ほどご説明申し上げました歳出予算同額で、受付団体分として1,775万8,000円及び宮城県分193万7,000円、合計で1,969万5,000円を計上いたしましたものでございます。

なお、この寄附金歳入につきましては、去る8月22日に本市に対して交付されておりますので、該当する被災者の皆様のお手元にいち早く支給できるように取り組んでまいります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

生活福祉課からは、以上でございます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 それでは、子育て支援課から議案第63号一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案資料のNo.16をご用意願います。議案資料No.16の補正予算の4ページをお開き願います。

こちらは、第2表の債務負担行為補正の追加になります。

先ほど議案第62号の条例の一部改正の中でご説明いたしましたとおり、藤倉児童館及び放課後児童クラブ運営事業といたしまして、準備行為の期間を含む平成28年度から平成31年度までの期間、3億7,950万円の債務負担行為限度額を設定させていただこうとするものでございます。

説明につきましては、先ほど資料の中でご説明いただきましたので省略させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

子育て支援課から、議案第63号については以上でございます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、一般会計の補正予算中、長寿社会課に係る補正予算をご説明させていただきます。

資料No.17をご用意をお願いいたします。資料No.17、補正予算説明書の7ページ、8ページをお開きをお願いいたします。

第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費19節の負担金、補助及び交付金の187万4,000円は、介護ロボット導入促進事業に対する地域介護・福祉空間整備補助金でございます。

次に、その下の段、4目老人福祉施設費、補正額154万8,000円は、清水沢東老人憩の家の供用開始に伴う管理費でありまして、説明欄に記載のとおり、消耗品費や燃料費等の需用費、その下の施設用備品については開設準備並びに10月から3月までの維持管理費として計上するものでございます。

次に、その下の段、5目の介護保険費でございます。28節繰出金400万円につきましては、説明欄に記載のとおり、介護保険事業特別会計の保険事業勘定において、第7期介護保険事業計画等の策定経費を追加補正するため同特別会計の繰出金として計上するものでございます。この計画策定の内容につきましては、後ほど介護保険事業特別会計補正予算の中で説明

をさせていただきます。

次に、補正予算の事業内容について説明をさせていただきます。

お手元の資料No.18をご用意をお願いいたします。28ページをお開きをお願いいたします。

介護ロボット導入促進事業についてでございます。

まず1番、事業概要は、国の平成27年度補正予算地域介護・福祉空間整備推進交付金を活用いたしまして、介護従事者の負担軽減を図るため、介護サービス事業者が介護ロボットを導入する際の経費の一部を補助するものでございます。

2番、事業目的は、介護従事者の負担軽減を図るとともに、介護ロボットを普及させ働きやすい職場環境を整備することにより、介護従事者の人材確保に資することを目的として、また、記載はございませんが、国ではさらにその実際の活用状況を他のサービス事業者に周知することにより、介護ロボットを普及させ働きやすい職場環境を整備すること、介護従事者の確保を促進することも目的としてございます。

3番目でございます。事業内容等は、対象機器及び対象額、国との事前協議において申請意向がある3事業者分の表でございますが、A事業者が見守りケアシステムとして29万9,000円、B事業者がマッスルスーツとして64万8,000円、C事業者が見守りベッドシステムとして92万7,000円で合計187万4,000円でございます。

4番、事業費及び財源内容に記載のとおり、財源は全額が国の地域介護・福祉空間整備推進交付金でございます。

5、今後のスケジュールは、補正予算をお認めいただきましたら事業者から市へ補助金申請、市から国へ補助金申請、事業者がロボットを購入、事業者への補助金交付を順次進めてまいりたいと思っております。

また、平成29年4月以降は、導入から3年間、介護ロボット使用状況を国へ報告が必要となります。これは先ほど事業目的のところでご説明申し上げましたとおり、国が今後の普及促進などに活用していくためのようでございます。

老人憩の家の資料につきましては、先ほど条例改正のほうでご説明させていただきましたのでここでの説明は省略をさせていただきます。

なお、これらの歳入につきましては、資料No.17、補正予算説明書3ページ、4ページに記載してございますので後ほどご参照いただければと思います。

私のほうからは、以上でございます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、保険年金課から議案第64号平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算につきましてご説明させていただきます。

資料番号17番、補正予算説明書のほうをご用意ください。19ページないし20ページをお開きください。

総括表をごらん願います。歳入歳出それぞれ、補正額の欄にありますとおり3,653万4,000円を追加し、補正後の額を73億8,883万2,000円とするものです。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。同じく資料番号17の23ページないし24ページをお開きください。

第11款諸支出金第1項償還金及び還付加算金のうち第3目一般被保険者償還金でございます。説明欄記載のとおり、国庫補助金など精算返還金として3,653万4,000円を追加するものです。これは、平成27年度に国から概算で交付を受けました療養給付費負担金につきまして平成27年度決算により生じた余剰金を精算し、国に返還するため計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。同じく資料番号17の21ページないし22ページをお開きください。

第10款繰入金第2項第1目財政調整基金繰入金といたしまして、歳出と同額の3,653万4,000円を追加するものでございます。これは、国などに返還するための原資を財政調整基金から取り崩し、一旦、歳入に繰り入れるものでございます。

議案第64号の説明については以上となります。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 続きまして、議案第67号塩竈市介護保険特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

同じく資料No.17、補正予算説明書をご用意をお願いいたします。37ページ、38ページをお開きをお願いいたします。

今回は保険事業勘定に関する補正でございます。37ページの総括表のとおり、歳入歳出ともに196万9,000円を補正し、総額を50億4,966万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明させていただきます。同じ資料の41ページ、42ページをお開きをお願いいたします。

第1款1項1目一般管理費につきましては、補正額400万円でございますが、第7期介護保

険事業計画等の策定業務委託料でございます。その内容につきましては後ほど説明させていただきます。

続いて、43ページ、44ページをお開き願います。

第7款1項2目国庫支出金等返還金でございます。説明欄に記載のとおり、介護給付費等交付金分としまして529万円、地域支援事業支援交付金分として167万9,000円、合計696万9,000円の補正計上を行っております。

これは、平成26年度に社会保険診療報酬支払基金から概算で交付を受けました介護給付費等交付金及び地域支援事業支援交付金につきまして、平成27年度決算により生じた余剰金を精算しまして同支払基金に返還するため計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

ページを戻っていただきまして39ページ、40ページをお開きをお願いいたします。

まず、第7款1項1目一般会計繰入金の補正額400万円につきましては、第7期介護保険事業計画などの策定業務委託経費に係る繰入金でございます。

次に、第7款2項1目財政調整基金繰入金の補正額696万9,000円は、先ほど説明させていただきました社会保険診療報酬支払基金への返還金に係る繰入金でございます。

次に、45ページをお開き願います。

債務負担行為に関する調書でございます。高齢者福祉第7期介護保険事業計画策定委託について、平成28年度及び平成29年度、2カ年で行うために、平成28年度は今回400万円の歳入歳出予算の計上をさせていただいておりますが、平成29年度分の600万円の債務負担行為限度額を追加設定させていただくものでございます。

続きまして、資料No.18をご用意をお願いいたします。事業内容についてご説明をさせていただきます。資料No.18、議案資料36ページをお開きをお願いいたします。

第7期介護保険事業計画等の策定についてでございます。

1番、概要でございます。介護保険法及び老人福祉法に基づき、市町村に策定が義務づけられています介護保険事業計画及び高齢者福祉計画につきまして、現計画が平成29年度で期間満了となるため、次の第7期介護保険事業計画等の策定に取り組むものでございます。

2番、計画期間は平成30年度から平成32年度までの3カ年でございます。

3番、計画策定の流れは、平成28年度は介護サービス利用等実態調査を行いまして、平成29年度は給付実績と現況の分析、人口推計、事業ごとの費用の額、量の推計、介護保険推進委

員会等の支援、それから介護保険事業計画等の策定を行うものでございまして、業務委託契約を行いながら進めてまいります。

4番、事業費及び財源内訳につきましては、複数年契約で進めるため、平成28年度事業費は補正予算400万円、平成29年度事業費は債務負担行為限度額として600万円を設定させていただくものでございます。

スケジュールにつきましては、補正予算をお認めいただきましたら早速、事業者をプロポーザル方式により公募選定の上、本年11月には介護保険事業計画等策定業務委託を行わせていただき、以下、記載のとおり進めさせていただきたいと考えてございます。

議案第67号につきましては、以上でございます。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 それでは、続きまして、保険年金課から議案第68号平成28年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましてご説明いたします。

資料番号17、補正予算説明書のほうをご用意いただきまして、46ページないし47ページのほうをお開きください。

総括表をごらん願います。歳入歳出それぞれ1,398万2,000円を追加し、補正後の予算額を7億5,068万2,000円とするものでございます。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。同じく資料番号17の50ページないし51ページをお開きください。

50ページないし51ページの第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。説明欄記載のとおり、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1,288万3,000円を追加するものです。これは、繰越金、平成27年度後期高齢者医療事業特別会計の繰越金のうち、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付すべき金額を計上するものであります。

次に、同じく資料17の52ページないし53ページをお開き願います。

第3款第1項第1目保険料還付金であります。説明欄記載のとおり、過誤納還付金などとして109万9,000円を追加するものでございます。これは、先ほど申し上げました平成27年度の後期高齢者医療特別会計事業の繰越金のうち、平成27年度決算時点におきます還付未済額を被保険者に還付するため計上するものでございます。

続きまして、歳入でございます。

同じく資料番号17の48ページないし49ページをお開き願います。

第5款第1項第1目繰越金に歳出と同額の1,398万2,000円を追加しております。これは、平成27年度決算の収支差額分の黒字分を計上しております。

議案第68号に係る説明は、以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○浅野委員長 ありがとうございました。

これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。ございませんか。

菊地委員。

○菊地委員 質疑というか、その前に、先日行われました総括質疑関係で民生常任委員会の議員さんが、概略程度はよかったと思うんですが、中身のほうにまで入っていたということで、私は民生常任委員会の委員として大変不満でした。

あと、もう一点は、賛意までこう、私は賛成しますみたいなような、そういったくだけの発言されたら、この民生常任委員会って何なんですかって思うんですよ。その辺委員長、まずどういうお考えなのかね。何でもありだからどうぞご自由にといいのか、その辺の委員長の考え方だけちょっとお願いしたいと思います。

○浅野委員長 この間の総括質疑におきましては、私と阿部委員が総括質疑をさせていただきました。総括ですので数字的なこととか細かい点は控えさせていただきます、今回のこの提案におきましての根本的な当局の考え、そういったことについて私はお考えを伺ったところでございます。委員長としての立場で自分の所管の委員会の議案について質問するのはどうかというご意見もございましたが、私も一人の議員として公の場でお伺いしたいと思ったことがあります。阿部委員におきましてはまた阿部委員独自のお考えで総括質疑をしたと思いますので、そのことについては私はこれ以上申し上げることはございません。以上です。

○菊地委員 いろいろ知りたい、どういう考えというのは、もしあれだったら、ここに土見副委員長がおられるので、この委員会にかかわって質疑をしていただければ何ら問題ないと思うんですよね。あと、ほかの産業建設とか総務教育の委員さんがする分には、民生に関心があるんだなという、そういう思いやりで受けとめると思うんですが、民生常任委員の皆さんがこぞってするんだったら、今後、ああいった総括質疑で議案に出されたものをばんばんばんばんやっていたら、議会が混乱するのではないかなと思うんですよね。そういった意味で質問の前にちょっとお話しさせていただきましたけれども、委員会を尊重していただけるんだ

ったらその辺も踏まえて、私は土見さんが総括質疑をするというときに、これは民生のだからほかの委員さんにしてくださいという、そういうふうな、副委員長はなされていまして、あと同じ会派の方にお願ひするとかそういったのをしていただかないと、いいんだいいんだとってやられていったら基本条例も何も要らないんじゃないんですか。もう無視で。と感じましたので、質疑の前に、質問の前にちょっとこれだけ言っておかないとだめだなと思いましたので。今後の議会運営がスムーズに行くためには、やっぱりそれなりの思いを持って臨んでいただければなと思っているんです。この場で行政とのやりとりをばんばんしてもらって私は結構だと思うので、その辺だけ注意していただければと思います。

それでは、まず、議案第60号の老人憩の家是件なんですが、いわゆる今までの桜ヶ丘にあったやつを貸し館施設としてやっていくと。あと、もう一つは従来どおりいきいきデイサービスとか高齢者の利用の相談をやっていくんだよというんですが、貸し館というのはそれは誰が管理をして、どういうふうな、今までだって老人の方に貸していたのか。この貸し館という意味は、その地域の方にお貸しするという事なんですか。その辺だけ教えてください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長長寿社会課長 答えいたします。

桜ヶ丘老人憩の家は、60歳以上の高齢者の方のための施設としましてこれまでも高齢者の方の団体にお使いいただいております。定期的に利用いただいている団体としましては、カラオケ愛好会とかダンベル体操の会、踊りの愛好会ということで、月曜日から金曜日、そのようなことで入っていらっしゃる部分がございます。それから、施設の中の一方の部屋を利用して、これまで、現在もでございますが、いきいきデイサービス事業を運営しているところでございます。

この管理でございますが、鍵のあけ締めなどを地元の町内会のほうにお願いいたしまして、高齢者の方の利用団体の方がお使いになるときにはそちらから鍵を受け渡しをしていただいていると、このような状況でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。貸し館施設として運営すると言うから、普通の一般の方にも貸していくのかななんて思いましたので。高齢者というか60歳以上の方に限って貸すというふうに理解しました。

それで、今までのいきいきデイサービスというのは、月に何回なさっていたんですか。



○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 いきいきデイサービスですが、毎週火曜から金曜日、月曜日を除いて平日行ってございまして、現在も24名ほどの登録者の方で、1人当たり週1回のご利用でございまして、1日当たり5人から6人ご利用いただいているという状況でございます。その事業内容でございまして、生きがい活動としましてバイタルのチェックとか軽体操とか健康教室など、それから、レクリエーション活動、手芸などということで引きこもり防止の観点からこれまで進めてきたような事業でございまして。以上でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

あと、もう一点なんです、清水沢のほうはある程度指導員の方が兼務して配置されて充実した老人憩の家にするというふうな意気込みが見えますけれども、桜ヶ丘老人憩の家は従来どおりとなっていると、ちょっと同じ市内でも新しい施設と今までの施設でちょっと違うのかななんて心配したものですから。やっぱり高齢者には思いやりを持った優しい運営にもっともっていただければなと思いますので、今後ともご尽力賜ればなと思っております。この老人憩の家は以上で終わります。

あと、委員長、全部やっていいんですか。それともほかの方やって、また。

○浅野委員長 どうぞ。自由に。

○菊地委員 自分でも全部やると大分かかるのかなと思うんですが。ご自由というふうなご配慮を得たので。

次は、児童館と児童クラブの件なんです、なかなかこういうふうにしますよという目的は、この間の総括質疑でアウトラインというかお知らせがあったんですが、説明を聞いていてちょっと疑問に思うことがあります。まず、資料No.18の12ページの3番と4番に関して言えば、3番と4番が関連してメリットですよと言うんですが、児童館の健全な育成、4番の(2)ね。専門性等の向上による児童の育成支援って、じゃあ今までは専門性だの何だのというそういう人はいなくて、ただ集まって指導員だ何だということでやっていたということなんです。今までの児童館なり児童クラブ。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、支援を要する児童の受け入れの部分で専門性を備えた人材の配置と育成ということでございますが、やはり支援を要する児童に対する専門性とい

うのが最近では求められてきているというのがございます。実際には支援員、補助員自体がそれなりに対応を理解していかななくてはならない部分がございます、それをそれだけ育成していく必要があるというようなことで研修等にも参加させたりするわけですが、やはり研修における講義等だけではなかなか理解できない部分があったりするわけですね。やはりそういった部分も含めると、それだけの専門性を備えた人材というのが必要になってくるということで、こういった形で今回、専門性を備えた人材を配置していきたいと考えているところでございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 話を聞いていると、私は今までの職員さんだっって一生懸命、専門性を持った方とかそういう方はおられたんじゃないかなと、こう思っています。そんな中で、指定管理するから急に人材が変わるとかなんかというのは、ちょっと違うのではないかなという視点を持っています。本当になれ親しんだ指導員の方とか、そういった方々のやっぱりつき合いがあってこそ、子供の発達上、心の発達とかそういったものがあるのではないかなと思うんですが、この専門性等の、職員さんというのは何を目的としての職員さんをするのかなというのが見えないのね。今までより、例えば遊びの中において、子供のために家庭教育、前、関東のほうに視察に行ったときは、三郷市に行ったときには、やっぱり親を育てるんだよと、子供はもちろんだけれども親も教育していくんですよという、そういう信念のもとに向こうはやっていて、切れ目のない子育て支援をするんですというふうな目的を言われてうんと感動してきた一人なんですけれども。塩竈市さんは何を、「専門性を持って」というふうな言葉は出すんですけども、どういった専門性の役割分担をさせようとしているのか、その辺がわからないのが1点です。私の読解力がないからわからないかもわからないんですが、まずその点を教えてください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今回の支援を要する児童の専門性を備えた職員ということでございますけれども、やはり支援を要する児童の部分につきましては、個人個人の特性というものがそれぞれ異なってくるということがございます。その特性に応じた対応というものが必要になってくることになりまして、そういった知識経験というものが必要になってくるものだと考えております。ですので、今回の指定管理者制度を導入することによって、そういった人材についても配置していただきたいということ、その配置とともに、ほかの職員に

ついても育成を図っていくということを念頭に置きながら進めていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 なかなか理解しがたいような説明だなと思っています。じゃあ、ちょっと具体的にお聞きしたいと思うんですが、支援を要する児童の受け入れというふうになっていますが、こういったお子様を、同じ児童館なり児童クラブなりに入れていただいて、利用していただいて、どういったふうに、子供たちとして同じ部屋でやっていくということなんですか、それとも専門的に教室を変えてやるということなんですか。その辺の説明がちょっとあったと思うんですが、私聞き漏らしたと思うのでお知らせください。確認したいと思います。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 放課後児童クラブでの児童の受け入れにつきましては、やはり健全児と一緒に生活をしていくという部分では、同じ部屋での保育というか、配置になります。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 わかりました。いろいろ発達障がいをお持ちの方もそれぞれに個性が豊かだと思えますよね。この子はうんと強い個性を持っているとかこの子はなじめるとか、そういったものの行政として、これは指定管理にするからそっちに任せっきりになるんだろうと思えますけれども、そういった見きわめ、他の子供たちと一緒にしてもらおうということはいいことだと思えますけれども、個性の強過ぎる方の対応等、その辺はどのようにお考えなのか、ちょっと教えていただきたいと存じます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 ご質問で、支援を要する児童のうち、強い個性を持っている方についてどう対応していくかということですが、やはり強い個性を持っておられるお子さんについては保護者の方との相談というものも必要になってくるかと思えます。保護者もそうですし、学校との連携というものも必要になってくるかと思えます。そういったところで相談をさせていただきながら、もしその保護者の方が望むのであれば、放課後等デイサービスさんなどの療育とかそういった部分にもつなげていけることになるかと思えます。放課後等デイサービスとこの放課後児童クラブとの併用ということも考えられますので、そういった点では保護者の方との相談も必要になってくるのではないかと考えております。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 保護者と相談するというのも一つかなと思う。それはできた後のことになると思うんだけど、やっぱり児童館なり児童クラブに個性の強いお子さんが来たりとか、障がい者でもどなたでも受け入れるとあって、今、学校にいろんなお子さんが通っていますけれども、そういう人が来た場合の対応というのは、それぞれ個性が豊かでそれぞれのお子さんに対応していけるような指導員の配置というのを、受け入れ体制として、専門の方を必ず置いて、どんなお子さんが来ても満足のいけるようなサービスを提供しますよというのか、相談されてから方向性を定めますというんじゃないかなと私は思います。そんなことを思いました。

あと、職員の雇用の安定性ということについてだって、行政が携わっているところに働きに来られる方のほうが信用度はうんとあると思うんだよね。と私は思っているんですが、行政が一番だと思うから、そういうふうに思っています。残念ながらパートとかそういった方々が、条例等で何年間で打ち切りになるというか、一度休んでもらわなくてはだめだという事態があると思うんだけど、もしそういう考えがあるんだったら、何も条例をその部分だけでも変えていくような、そういう努力をなされたのかどうか。多方面から見て、行政でやり切れないからもう全部指定管理にするんだというふうになったのでは大変ではないかなと思うので、その辺の考え方。基本的な、誰のための行政なのかということを考えていただきたいなと思うんですよ。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 私からも若干、放課後児童クラブに対する今回の指定管理ということについての思いを、発言をさせていただければと思います。

総括質疑のときにも、なぜ今、放課後児童クラブを指定管理者にというご質問をいただきました。ご案内のとおり、平成27年度から国のほうにおきましては、それまでの小学校3年生までを小学校6年生ということで拡大をされました。これは共働きの世代の親御さんたちの就労環境等を考えて国は対応いただいたものと考えております。早速、平成27年度から本市におきましてもこの制度を導入をさせていただきました。

ただ、結果といたしまして、我々は4年生以上の方々が相当数放課後児童クラブにお入りをいただくのだろうということで、3クラスの増設ということ想定して取り組んでまいりました。募集をいたしました結果、1クラスの増という形に落ちつきまして、今、12クラブで

塩竈市では放課後児童クラブを運営をさせていただいております。結果的に市内の小学校で4年生以上が入られた人数については、たしか20数名という状況でありました。そのような中で平成27年度から新たに放課後児童クラブに取り組んでまいりましたが、1つ、我々が結果として真摯に受けとめなければならないということがございました。それは、クラブ全体で年度初めと年度終了時で見ますと、結果として約4分の1の方々が退級をされているという現実であります。特に高学年に至っては、5割ぐらいの方々が放課後児童クラブを退級されているという現実を改めて思い知らされたところであります。

原因はいろいろあるんだろうということで調査をさせていただきました。1つはありますが、放課後児童クラブの概念ということについては保育という意味合いがかなり強かったのではないのかという反省であります。小学校4年生を入級させるとすれば、単に保育という概念、仲よしクラブというだけではなかなか子供さんたちの学校生活以降の時間を快適にお過ごしいただけるのかどうかという反省でありました。保育のほかに、やはり教育的な視点も放課後児童クラブで一定程度は対応させていただくべきではないのかというような反省がありました。

もう一つは、支援を必要とする児童の方々が結構ふえてきております。今、塩竈市で直営でやらせていただくときには、もう既にこういった状況が発生をいたしております。それで、支援を必要な児童さん4人に1人の支援員・補助員を加配という形で対応させていただいています。先ほど担当課長のほうから一緒にということでありましたが、やはりこういった児童さんたち、一定程度クールダウンというんですか、離れたところで、少人数でお話をいただくと落ちつくということはこれは当然あるかと思いますので、今現在、クールダウンのための部屋も一定程度用意をさせていただきながら、4人の支援が必要な方々に1名という形で対応させていただいてきておりました。ただ、こういった部分が十分かということになりますと、我々はまだまだ子供さんたちの立場、あるいはお預けをいただいております親御さんたちの立場に立った放課後児童クラブの運営になっているのだろうかということも内部でさまざまな角度から話をさせていただきました。

また、他の地域で、例えば放課後児童クラブを指定管理者でやられているような現場もつぶさに拝見をさせていただきました。そういったものを集約する形で、今回、指定管理者による放課後児童クラブをお願いできないかというご提案をさせていただいているところであります。

具体的には、やはり教育的な視点ということになりますと、一定程度専門性を持った方々の配置によって、現在支援員・補助員として従事をいただいている方々のさらに質的な向上を図ることもできるのではないかと。あるいは、先ほど申しあげました支援の必要な子供さんたちに対しては、今回の指定管理者におきましてはお二人に一人の加配をさせていただくというような取り組みの中で、これらの問題を少しでも向上させてまいりたいという思いでご提案をさせていただいたところでございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 どうもありがとうございます。いろいろ説明があつたんですが確認をしていきたいと思います。

指定管理による運営のあり方というふうになっていてそれはわかるんですが、先ほどもいろんなケースがあつて、学校の施設を利用する場合の部屋の貸しとかというのは、教室を使つていただくわけなんです、学校施設を使つていただくわけなんです、その教室の数、利用する数とかというのはどこが決めるんですか、基本的には。指定管理されたところが、こういう状況だったらやっぱりもう一部屋欲しいですとか、どうしてもクールダウンする部屋が欲しいからもう一つ空き教室が欲しいとかそういうふうになった場合、指定管理を受けたところの言い分を聞いて学校の施設を利用させるというふうなことになるんですか。その辺の確認をちょっとお願いしたいと思います。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今現在はお案内のとおり、児童館、放課後児童クラブとも本市の直営であります。したがいまして、学校の利用につきましては教育委員会にこのような現状をご説明をさせていただきながら、不足をする部分については年度ごとに協議の場を設けさせていただきまして、ことしの放課後児童クラブにつきましては支援を必要とする方々がこのぐらい一定数ありますので、学校のほうでそういった空き教室をお借りできないかというような申し入れをさせていただいております。そういったことの中で、教育委員会からも最大限のご協力を賜りながら今まで対応させていただいてまいったところであります。

今後は、4名ということではなくて2名ということになりましたら、どのような形で区切りを、仕切りをするとかさまざまな対応が必要となるかと思っておりますので、そういったことについてはまた教育委員会等と。よろしいでしょうか、私、ご説明させていただいているんです

が、学校、教育委員会等とお話をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 今回こうやって提案されて、「子どもの放課後の居場所づくり」ということではいい事業かなと思うんですが、それをいかに、本当に子供のためになっていくのかなというのが、運営することについてちょっと疑問がありましたので確認をさせていただいておりました。あと、利用、日程とかいろいろそういったものもあると思うんですが、口座振替であとスムーズな運営が、利用者もというふうな、利用者の利便性を図って口座振替をしますよというふうなお話で、今、コンビニだ何だで支払いも簡単にできようになっているんですが、これは銀行引き落とし、振り込み、いろいろあると思うんですが、主にどういうことを考えておられるのかちょっとお知らせください。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 利用料金制度の部分につきましては、基本的には指定管理者のほうで徴収していただくというふうな形になります。先ほどの説明の中で、例として挙げさせていただきました口座振替でございますけれども、今後の指定管理者がもし決定しましたらその中で、協議する中でこの口座振替等についても協議させていただければと考えているところでございます。納入方法についてはどういう形になっていくか、その指定管理者の考え方になってくるかと思しますので、その辺は決定してからということになってくるのではないかと考えているところでございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 児童クラブの件に関しては終わりますけれども、さっきの説明では口座振替云々まであって、今度は、今の説明では指定管理を受けたところが考えていくであろうというふうなことで、その辺のちゃんとした、行政が指定管理をお願いするに当たって細部までいっていないのかなというふうに私は感じましたので、それだけ申し添えておきます。

次に、いっぱいあるんですが、議案第63号、一般会計の補正予算について、基本的に義援金関係なんですが、本当にいろんな、日本の国民の方、または海外からこの東日本大震災において温かい心遣いをいただいてこういった配分になったと思うんですが、本当に頭の下がる思いでございます。熊本にしる、本当に九州でもこういった義援金を配分されますことを祈っているところでございます。

この義援金というのは、寄附がいつまでも、来た時点でずっとやるというふうなことなのかしら。ちょっと、例えば額がうんと少なくなってきて、そういうふうになった場合でも対応というのは考えておられるんですか。それとも、復興6年ぐらいでもう義援金は支給しないんだという考えなのか、10年間はずっと幾ら額が少量でも配分するんだというふうな考え方なのか、ちょっとその辺教えてください。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長 義援金の受け付けの、いつまで期間として設定するかというお尋ねかと思います。基本的には宮城県の考え方に準じながら、また、本市に寄せられております義援金の状況等を勘案しながら、いずれかの時点、県の配分のほうとあわせて実施しているという状況もございますので、その辺の動向を今後つかませていただきながら方向性を定めていきたいというふうに考えてございます。ただ、現段階でいつの段階ということではございませんが……

○浅野委員長 市長。

○佐藤市長 これは、赤十字を中心として募金を、寄附金、義援金を募っている部分と県に配分される部分が一定程度まとまりましたら、県なり赤十字がどういう配分をしようかという配分委員会をやるわけでありまして、その中で被災自治体のほうに配ろうということで今回は大変感謝を申し上げる状況であります。今後もそういったことで、主体となっております赤十字でありますとか県が判断をしていただいでいくものと思っております。もちろん、本市に義援金をいただいたものについては引き続き有効に活用させていただいてまいる所存でございます。よろしく申し上げます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

なぜこういう聞き方をしたかということ、やっぱり本当に被災地、今でもテレビや何だか報道でされているんですが、そういった方々一人一人が復興したんだ、立ち直ったよというまでこういった心遣いというのがあるのかなと思っております。ただ、私的な考えでは、やっぱり塩竈市全体のまちづくりに、例えば配分が1人1,000円くらいになったというのでは事務手続とかそういうのを考えるとちょっと難しいのかななんていう思いをします。ある程度の少量の金額になった場合は塩竈市の復興関係に使っていただければ、塩竈市民全体の復興の力強い応援になるのかなというふうな思いもありますので、日赤さんとか県の担当者の方



でそういう話が出た場合には、そういったこともお話をさせていただくと助かると思います。

それはそれでお願いしておきます。

あと、資料番号18の28ページ、介護ロボット等導入。本当に介護の方も重労働で大変だなというのを、マッスルスーツというのを着て軽々しくというか、介護をできるというのもいいなと思うんですが、台数はどういうふうになっているのかなと思うんですが、見守りシステムというのは、これ、AとCの支援ベッドシステムというのと、ベッドというのはベッドの上がりおりの支援なんですか、それともベッドの上の支援なのか、ちょっとその辺だけ教えてください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 介護ロボットでございます。まず、今回の台数のところでございますが、事業内容のところでは事業者A、B、Cと記載をさせていただきました。A事業者が見守り支援のもの1台、それから、B事業者はマッスルスーツというものを1台、C事業者は見守り支援ベッドシステムというものを2台予定をされているようでございます。ここに至る経過としましては、国のほうでまず本年2月に調査がございまして、国のほうから照会がありましたときに、私ども市内の関係事業者のほうにその状況をお伝えしながら、周知をしながら照会をしたところ、手を挙げられたのが当初4事業者ございました。そのうち、今回3事業者ですが、当初、国のほうでも全国に、1事業者300万円という枠で希望のあるところということの照会がございましたが、全国から5,000を超える事業者の応募があったということで、補助額92万7,000円に圧縮されて希望あったところに内示があったところでございました。結果的に、現在3事業者が応募している状況でございます。

台数については先ほど申し上げたとおりでございますが、見守りケアシステム、下にロボットの例を記載させていただいております。センサーや外部通信機能を備えた介護施設型見守り支援機器と書いてございます。こちらは、どちらもA事業者、C事業者が選んだものはベッドシステム、ベッドに組み込まれたもので、ベッドから起き上がったときに感知して、その状況を通信でもって伝えるというようなものでございます。そうしますと、夜間など介護従事者の方が、少ない人数というのはあれですが、離れた場所でもそういった動きを感知できるということで、認知症の方などのそういった手当てのところでも活用されるというものでございます。

○浅野委員長 菊地委員。

○菊地委員 ありがとうございます。

いいことだと思うんだけど、ちょっとやっぱり、全国的にみんな、応募があつて台数が減ったというのは非常に残念だなと思っております。この見守り支援というのはある程度、病院関係でもこういったものとか、施設でも自分のところで設置してやっているところもありますよね。あると思うんですが、1台とか、マッスルスーツが1台というのではちょっと、本当に介護従事者の方がこれで軽減になるのかなと。むしろ、先ほど説明のあった国のPR事業のほうが強いのかなというふうに思いましたので、この事業はいいことだと思いますので、国には最大限の、利用効果等をお知らせいただきながら、台数を、もっと国の負担をいっぱいしていただくよう今からでも要望していただくと助かると思います。よろしくお願ひしたいと思います。

あと、最後のほうになりますが、議案第64号の国民健康保険、ちょっと補正関係よりもお知らせしていただきたいのは、きょう新聞で医療費の数値が示されていましてのでちょっと確認だけさせてください。全国平均で1人当たりが32万7,000円だと、県は48万円だと。塩竈市は幾らになったんでしょうか。高かったんでしょうか。低かったんでしょうか、その金額、教えてください。

○浅野委員長 志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 今のご質問は昨日厚生労働省から発表されました全国統計の数値かと思ひます。塩竈市の1人当たりの医療費のご質問でございますけれども、大変申しわけございませんがただいま手元に資料ございませんので、概算でちょっと調査させていただきます。後ほど回答させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 ほかにございせんか。土見委員。

○土見委員 ご説明ありがとうございます。

ちょっと順不同になってしまうんですが、資料No.18のほうからご質問させていただきます。まず最初、36ページになります。介護保険事業計画についてお伺ひいたします。

こちらの介護保険事業計画なんですけれども、業務委託で制作をお願いするということなんですけど、このときの実際に業務委託をして、その後、選定された業者さんと制作していくときの制作のプロセスといいますか、どのような形で市の介護保険事業計画をつくられていくのか、その点についてお伺ひしたいと思います。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 第7期の介護保険事業計画でございます。事業者への委託の部分は、まず、今年度につきましてはアンケート調査を実施してみたいと思います。アンケート調査の配布から回収、そういったところを委託の中でやりながら、その回収後、新年度、平成29年度からになります。その分析をしていただくと。さらには、アンケートのほかにも給付実績や現況のサービスの実施状況など、それから人口の推計、そのようなところの分析を業者さんのほうで専門的な知見の中で行っていただきまして、それらを踏まえまして、事業ごとの費用の額とか必要なサービス事業の種類、内容、それから事業ごとの費用の額、量の推計などを行いまして、3年間で必要な事業内容、事業量というようなものを取りまとめながら、どのようなことに取り組んでいかなければならないか、どのようなことを本市のところで重点的に進めていくべきかというようなことなどを取りまとめしていく作業内容、計画づくりになってまいります。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、委託事業の内容としては、主にアンケートとか分析とか調査とか、そういう計画を立てる上での必要な材料集めというところに委託事業を使っていくという認識でよろしいでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 材料集めでもございますし、その材料のところの分析、高度な知見などを有したところでの、このような方向性なども含めてのところ、考え方をいただきたいと思っております。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、介護保険事業の計画策定に当たっては、まず1つ、国の方針というのがあると思います。その後に塩竈市の現状に対して調査を行った業者さんたちの提案するものというのがあると同時に、塩竈市として実際に今後、こういう方向に持っていきたいというものも、考えもあると思うんですが、調査結果から業者さんとしての事業計画の提案というのが1つあると思うんですけれども、そこに対して市の思いとか意見というのを反映していく場というのは、協議の場というのはもちろん設ける方向でいくということよろしいでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 業者さんのほうにはサポートをしていただくいろいろな分析など、それから提案を含めてしていただいて、主体は市のほうで、国の方針など、それから市の進むべき方向などを検討させていただきながら、そのことを委託業者さんにも伝えながら、意見をもらいながらということになります、主体としては市のほうでということであり、やり取りをしながら進めていきたいと考えてございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

主体は市ということでお伺いしましたので、この質問はここで終了にさせていただきます。

続きまして、同じく資料No.18の2ページ、老人憩の家についてです。

ここは確認程度なんですけれども、来年度以降、貸し館施設となる桜ヶ丘のほうの施設なんですけれども、管理としては町内会にお任せというか、管理をお願いして、高齢者向け団体等に利用していただくということなんですけれども、高齢者団体「等」に含まれるとは思いますが、例えば高齢者に対してレクリエーションなどを提供するような若い人たちの団体でももちろん使用はできるということでしょうか。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 先ほど菊地委員からもご質問ありましたが、ちょっと舌足らずなところもございましたが、まず、老人憩の家ということで60歳以上の方が対象になる施設でございます。あと、使っていない部分で、地元の町内会などで、ほかに集会所などがございませんので、そこにも使っていない時間をご利用いただくことも年間の中ではございます。あと、高齢者の方を支える団体という、どこまでというようなことになっていくかと思しますので、ほかの施設の状況などを見ながらのところでは高齢者の方をまずは優先してお考えいただければなと思うのでございます。なお、清水沢のほうでも新しい施設になります。こちらのほうでも今後、いろいろ事業を考えていきたいと思っております、トータルで高齢者の施策の充実のほうを考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちよっとこういう質問の聞き方をさせていただいたのは、実際に今後、高齢者の方々に対してサービスをする団体さんというのも出てきて、その活動の場というのは出てくると思う

んですが、そういうサービスを提供する際に、どうしても自分たちではこの利用申請とかできないからわざわざ町内会経由でとか、もしくは高齢者のリーダー的な方をお願いしてとか、そういうひと手間かかるようなことになっては面倒くさいなということがあったのでこういう質問をさせていただきました。そこのところはうまく柔軟に対応していただければなというふうに思います。

次なんですけれども、12ページです。児童館及び放課後児童クラブについて何点かお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、この指定管理というものに対して、宮城県内、ほかの市の状況についてお伺いしたいと思います。県内13市のうち既に10市が指定管理ということを行っているということなんですけれども、現在、直営で運営をしているのは塩竈市のほかに2つの市があると思うんですが、何市と何市になりますか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今現在、直営で実施しているところにつきましては、登米市と東松島市になります。以上でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

こういう聞き方をさせていただいたのは、行政区画で割れば13市なんですけれども、実際、各町によって子供の人数というのも違いますし、こういう児童館とかの数も違うと思うので、単純に市の数で割るよりは総児童館数とかで見たほうが正しい統計になるのかなということだったのでお伺いしたところなんです。ここについてはそれだけなんですけれども。

続いて、実際の中身のほうについてお伺いしていきたいと思います。

まず初めに、内情として職員の雇用の安定化というところについてお伺いしたいと思います。今年度、来年度末で今、市のほうで運営している施設の雇用任期というのが切れるということで、解雇される方々の職について心配だということもあったのですけれども、今回、指定管理制度を導入するときに1つうたっているものとして、専門性の向上というのがあります。その中で、指定管理に応募される事業者さんには、現在市として雇っている雇用者を積極的に雇用してもらうようにということをお願いするというのがあるんですけれども、お願いした場合、例えばそのまま引き受けてくださった場合に、人材としてはほぼ一緒になることになると思うんです、管理者以外は。というところで、そこに対して専門性というのを担保し

ていくということを考えた場合に、菊地委員も先ほどご質問したと思うんですけども、上のリーダー的な方から徐々に専門的なものを今のスタッフの方々に浸透させていくということもあると思うんですが、もう一つ、専門性を高めるためにさらに勉強などを積んでもらうとか、資格を取ってもらうなんていうこともあるんじゃないかなというふうに思いますが、現在雇用されているスタッフの方々に対して、そのような専門性をどんどん高めるためのトレーニング、もしくは資格を取るなどということを今後、課していくというようなことは想定されますか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、現在雇用されている職員をお願いした場合、人材的には一緒になる、そうすると、リーダー的な人からの指導なりそういったことで、資格を取るなどトレーニングが必要ではないかというようなご質問だと思います。

まず、現行制度の支援員につきましては、平成27年から5年の間に宮城県が実施する研修を受講しなくてはならないということがございます。まず、その中でもやはりそれなりの専門性のある講義とかそういったものもございます。たしか年5回、研修のほうに通わなくてはならないというふうな形がございますので、その中でも知識を高めていくということはあるかと思えます。そのほかにも、その事業者独自の研修というものもやはり実施していただきたいというのがこちらとしては持っているところでございます。今現在、市のほうでもそういった知識を高めるためにいろいろな方をお呼びして講演会とか講義とかを行いながら研修の機会というものも持っておりますので、そういった機会というのは、どこが行ってもやはりそういったことは行っていかなくてはならない部分だと思います。塩竈市としては、指定管理を行われる事業者に対しましてはそういったことも望んでいきたいと考えております。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

私としても、年5回の研修というもの以外にも、やはり専門性というのは、常に新しい考え方というのはどんどんどんどん進化していくので求めていくべきだというふうに思う半面、現在雇用されているスタッフの方々にとってすれば、とんどんとんどん新しいことを覚えていけ覚えていけということで、実は負担が大きくなるのかなと。また、再就職できたとしても、何か前の職場より大変だぞ、つらいぞみたいなことにもなりかねないのかなという、雇用される側としてのちょっとした懸念もあったのでそういう質問をさせていただきました。

ただ、やはり受けるお子様方としては、どんどんどんどん勉強はしていったきたいというふうに思うので、そこは仕方がないのかなとは思いつつこういう質問をさせていただきました。

続きまして、もう一つなんですけれども、今後、来月10月に指定管理者の募集、11月にはもう選定という流れになるというふうには書いてあるのですが、実際、この指定管理者の方々、今、プロポーザル形式ということなので事業計画の提案をしていただいて、それを判断した上での選定を行うということだと思うのですが、この選定基準というのはどのようなようになっておりますか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、事業者の選定、プレゼンテーションを受けて、その選定に当たっての基準ということでございますが、この選定に当たりましては、選定委員会というものを設置する予定でございます。その選定委員会の中で、基準について、案としましてはこちらで策定するような形になるんですけれども、その中で基準を決定していきたいと考えております。それが大体10月の上旬になると思います。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、現在、市のほうでの基準の……。市として選定委員会に提案する基準というものがあるといことなんですけれども、既にそこは作成されているのかどうか。というのは、選定委員会は選定委員会でももちろん専門性を持った、知識を持った方々で構成されると思うんですが、やはり市として指定管理を行う目的というのが一番大きな問題としてあると思うので、その部分、もう既にあるんだとすると、その部分をご提示いただくと非常にほかの委員の方々も安心するのかなというふうに思うんですけれども、既にもうつくられているのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 選定基準につきましては、一応、市側としてはある程度作成はしております。例えば、基本方針及び運営がこちらから提示したものに対してきちんと説明がされるかどうか、それにプラスアルファのものがあるかどうかとか、あと、例えば人材確保・育成、それから従業員配置とか勤務体制など、そういった部分とか、事業の部分におきましては児童館の健全育成事業がどのような形で行われるのか、あるいは放課後児童健

全育成事業についてどのような考え方、それから内容・行事等で進められていくのか、それから、地域交流促進事業などのこちらで提示する内容を実際にどのような形で進めていくのか、管理の面では事故防止ですとか防犯・防災対策、それから施設の維持管理、それから費用財務状況とか、そういった部分について審査を行う予定にしております。そういった部分でこういった基準を策定しまして、統一を持った形で選定していきたいと考えているところでございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今並べていただいたのは、ある意味チェック項目というか、だと思っんですけれども、そのチェック項目に対して基準値というのを今後つくっていかねばならないということで、その基準値づくりという部分に関しては、市の考えとしては今後つくって、選定委員会のほうにそれを上げて、さらにブラッシュアップするという流れになるのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、ただいま申し上げた項目、さまざまございますが、そういった中で配点が決まっております。そういった部分で、選定委員会の委員の方々が採点していくような形になりますので、そういった部分で選定していくというような形になるかと思っております。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 では、既にできているということによろしいでしょうか。

○浅野委員長 答弁をお願いします。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、何ていいますか、今ご説明した部分については評価項目、それから配点ということでご説明させていただきました。基準値、大まかなものとなる平均的な部分ということになるかと思っておりますけれども、そういった部分については、案ではありますが、最終的には選定委員会の中で決定していくという形になると思っております。以上です。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

募集が10月で選定が11月ということで、来月中にその選定委員会のほうで決めなきゃいけないと思っんですが、これからということなのでぜひ急いでよろしく願いいたしますと。



なぜこういう質問をしたかという話なんですけれども、プロポーザルというか、指定管理をするに当たって、ある程度明確な基準値というのをつくっておかないと、応募してくださった業者さんたちのうちからいいところを選ぶだけになってしまうと。しかも、そのいいところというのにも基準があいまいだとよくわからないことになってしまって、実は全部の応募者が要件に満たない可能性もある中で選ばなきゃならなくなる可能性もあるわけです。こっちで明確な基準を指定しなければ。なので、そこが一番の心配点ではあるので、なるべく早くそのところを厳格につくっていただきたいなというふうに思っております。ここは、これからつくるといことなのでこれ以上は質問はしませんが。

続きまして、指定管理の期間、現在3カ年ということなんですけれども、このクラブとか児童館の性質上、3年で例えば業者さんがかわってしまうというのは非常に使う側としてはころころかわってしまう印象もあると思うんですが、今後、この指定管理の3年間というのは、例えば延ばして5年間とか、そういうふうに長期化するという計画はあるのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 今現在、今回ご提案申し上げました指定管理期間につきましては3カ年としております。本市における保育所、児童館、心身障がい児通園施設などの場合は、本来は5カ年としているところがございますけれども、今回、児童館、放課後児童クラブの指定管理者制度の導入におきましては、選定された指定管理者の実績を見きわめる必要があるということで、今回については3年としているところがございます。将来的には5カ年での指定期間を視野に入れながら取り組んでまいりたいとは考えております。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、今回は新しい業者さんを選ぶので3年ということなんですけど、この3年後、次の指定管理の選定の際にまた新しい業者さんのほうがいいというふうになってしまった場合は。ということを考えていくと、そのときも3年、また次、もしかかったとしたら3年、かわらなかったら5年というような形になってしまうというふうな懸念もあるのですが。今回はこの指定管理を初めて行ったということで3年、以降は時期を見て5年というか、長期化をしていくという考えでよろしいでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 実際には、そのとおりでございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

では、私のほうからは児童館についてはここまでにさせていただいて、最後に、資料No.18の28ページ、介護ロボットについてお伺いいたします。

今回、議案として提案された内容から少し外れてしまうのかもしれないのですが、この地域介護・福祉空間整備推進交付金というものが来年度以降も、額はかなり減らされるが継続しますということ、総括質疑のときに、どの議員さんか忘れましたが、議員さんの質問の中で当局の方からお話いただいたというふうに思っておりますが、今回、それを前提にちょっとお話をさせていただきます。

今回、A、B、C事業者、3つの事業者がいて、それぞれが導入した機械の数、ロボットの数というのが1台、1台、2台ということになっております。次年度以降、予算がかなり削減されるというふうに私としては総括質疑のときに印象を受けていたんですけれども、既に1台、1台、2台というような単位での購入だったものがさらに減らされるとなると、本当に1台買う分の数10%を支援ということになるかというふうに思いますが、見守り支援の設備、ロボットの場合、ある程度利用者さんのベッドもしくはベッドの付近に設置することもあるとあって、例えば1台だけ、2台だけ導入というふうになると、2人の利用者さんにしか使ってもらえないというようなことになりかと思えます。入れる施設によっては、2人の方が非常に夜、勝手に出歩く可能性があるとか、もしくは足腰不自由で倒れる可能性があるとか、いろいろと程度もあって2台というのでもいいとは思いますが、これとしては比較的今後、多分、台数ってたくさん必要になってくるものだと思うのですが。

済みません、その前に、交付金、たしか総括質疑のときにも今後どれくらいの規模になるかということについてご説明があったと思うんですけれども、今回の国からの予算規模と次年度以降の予算規模についてもう一回確認させてください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 介護ロボットに関しまして国の予算の関係でございますが、今回、国から内示がありましてこれから事業者さんの補助のほうを進めていくものとしましては、平成27年度の補正予算で行われているものでございます。この補正予算の繰り越し分で行われている総額としましては、52億円という規模でございます。こちらが全国で、先ほど申し上げさせていただきました5,400を超える事業者の応募があったというところでござい

す。今のところ、国のほうで示されているところということでございますが、先ほど平成27年度の繰り越し分ということで申し上げました。平成28年度分としましては4億円ということでございます。導入支援及び導入効果実証研究事業ということでございます。さらに来年度以降、こちらのほうはまだ数字としては見えてございません。ただ、国のほうではいろいろ、このあたりには力を入れていくところということでございますので、今後に期待しながら見守っている状況でございます。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

平成28年度の補正のほうで4億円ということで1桁以上下がってしまうわけなんですけれども、現状のマッスルスーツしかり、見守りケアシステム、見守り支援のほう、図に載っているような例えばベッドからおりた・おりない、もしくは倒れた・転倒感知などのシートも含めて、まだまだ技術としてはこれからの技術になります。なので、どの業者さんも多分、大体まだ様子見というところが多く、来年、再来年となってくるとだんだん機能の充実、もしくは確実性の向上に伴って業者さんというのは多分どっとふえてくるというふうに想定しております。その中で、国としてもその状況を見ながら予算はつけていくんだとは思いますが、例えば、市として今後こういうところに、国とかの補助に加えて補助をしていきたいというような考えなどはあるのでしょうか。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 土見委員のご質問であります。前段、ぜひご理解いただきたいんですが、過日、消費税2%アップを国のほうでは見送られております。これはいろいろ理由があるかと思いますが、ご案内のとおり、福祉目的税的な色合いが大変強かったものであります。2025年問題が言われておりますが、団塊の世代が後期高齢者に入っていく世代が間違いなく来るわけでありまして。そういったときに、本当に国が、県が、そして塩竈市が福祉の向上のためにどういったことをやるべきかということについては、課題がもう山積をいたしているわけでありまして。ただ1つ、財源がどこからということでありまして。

国は明確に、2%の消費税アップについては福祉を充実させるんだということのはずでありました。ただ、理由は我々ここで申し上げるとということについては差し控えさせていただきますが、この消費税を見送られたということで、本市の福祉ということについてかなり後退をしてしまうのではないのかということ懸念をいたしております。間違いなく介護が必要

な方々がふえてくるということはもう想定するまでもないことでありますが、こういった方々に、予算がふえないとすれば、逆に今、今まで提供してきた福祉を削らざるを得ないというケースまで当然発生してしまうわけであります。

こういった状況で、単に塩竈市でどうするかと言われても、大変申しわけないんですが、妙案というのははっきり言ってないというのが実態だと思います。ただ、そういった、今まで少なくとも続けてきた福祉を切り刻むようなことは絶対あってはならないということを私どもは強く思っております。国・県に対しまして、単に消費税を見送ったから福祉を削るということであってはならないということは既に市長会等からさまざま申し上げております。ただ、現実には国におきましてもその財源をどうするかということで、結論がそこになります。結果として三十数億円が4億円になってしまうという現実があるものと思っておりますので、なお、そのような分野については強く国なり県に要請活動を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○浅野委員長 よろしいですか。じゃあ、ご本人から。土見委員。

○土見委員 済みません、ありがとうございます。最後、意地悪な質問になってしまって済みません。私からは以上になります。ありがとうございました。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 では、2点ほど質問させていただきます。

2ページの清水沢東老人憩……

○浅野委員長 資料番号18でいいですか。

○西村委員 資料番号18です。2ページの清水沢東老人憩の家についてなんですけれども、現在の桜ヶ丘が手狭になったと。今、利用者数と、今後、2025年、団塊の世代が75歳になる時代までにどういう推移で移行していくのか、もし予測されましたらお話してください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 老人憩の家に関しまして、憩の家のいきいきデイサービスのほうが手狭になったということでのご質問をいただきました。先ほども申し上げましたように、今年度、現在のところの登録で24名の方でございます。週1回のご利用で、毎日五、六名の方にご利用いただいているところなのでございますが、現在の施設ですとそこからふやしても二、三名ぐらいのところというところでございます。1日当たりの利用がでございますが、今後何人までというところでは、2025年に何人というところは、済みません、そのいきい

きデイが何人というところは直接の数字は持っていないのでございますが、今後、10人なりを1日に対応していくためには、今よりも広い施設が必要だというような考え方を持ってございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございます。

どうしても3年後、5年後、10年後を目指してこの施設が対応できるのかどうかも踏まえて、じゃあもっとふやさなくてはならないのかということも考えていただきながら取り組んでいただければ幸いですので、よろしく願いします。

あと、皆さんがご質問されておりましたように、12ページの児童館及び放課後児童クラブなんですけれども、先ほどは事業所を選定する基準は決まっていると、ただ、これから指定管理者が制度を運用していく基準ということでの市としての考え方をもっとまとめていただかないと困るのかなど。安全確保だったりリスク分散だったり。また、子供たちの損害賠償責任保険等も含めて、法律的な問題も含めてその対応も、さまざまかかわると思うんですが、その辺も検討していただければ幸いです。要望です。

あともう一つ、雇用の問題で、どうしても非正規雇用になってしまうと。官が今まで非正規雇用で人を20人ですか、22名と20名をお雇いになっていますけれども、今後、指定管理者になった場合には、やはり正規雇用ということで半分ぐらいは雇用をしていただくような形の指導も必要ではないかと思っておりますが、その辺は、お考えをお聞かせいただければ幸いです。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、現在、雇用の部分では、放課後児童クラブにつきましては全てが非常勤職員というような形になっております。その部分でやはり改善を図りたいということで、今回、指定管理におきましては正規職員を各小学校にクラブリーダーとして1名ずつ配置したいと考えているところでございます。その正規職員1名が各クラブ、その単位ごとのクラブをまとめていく役を果たしてもらいたいということがあります。

それから、児童館の部分については、正規職員と非常勤職員の部分について配置をお願いしたいというような形で考えているところでございます。

○浅野委員長 西村委員。

○西村委員 それは説明を受けていましたが、今後の継続性・安定性を求める上で、やはりその

1名の配置だけではなくて、安定的な雇用も含めて継続性を担保していただければ幸いです  
と思いますので、どうぞよろしく申し上げます。以上です。

○浅野委員長 ほかにございませんか。阿部委員。

○阿部委員 それでは、二、三質問をさせていただきます。

まず、議案第60号のところで清水沢東老人憩の家についてということなんですが、この件では十分に今、お話を伺いました。桜ヶ丘老人憩の家も従来どおりという形で、一部はあれですけれども、存続というか、これまでどおりということで利用者の方、安心なされたかと思いますが、こちらは南区になりますか、そして清水沢のほうは北区ということで、やっぱり大事な施設であることだろうというふうに思います。

そこで、ちょっとご提案なんです、これが老人憩の家となってしまうと、高齢者の方の施設あるいは高齢者の生活支援施設ということに皆さんが、市民の皆さんがそう受け取ってしまうと。そういう方たちが優先する。もちろんそうですね、65歳以上で。（「60歳以上です」の声あり）60歳以上、ごめんなさい。60歳以上ということなんですが、今、福祉関係で見ていると、子供と高齢者の方が集うことが高齢者の方の元気を非常に引き出すという大変いい効果がありまして、保育所あるいは幼稚園とか、高齢者の方々の施設の中につくる傾向も随分出ております。それで、ぜひ、できれば地域の子ども会などに声をかけてどうぞ一緒に使ってくださいというような、そういった取り組みも私は大事なのではないかと。結構、地域子ども会のお母さんたち、場所、いろんなところを使うのに苦慮しております。それで、ぜひこういった施設も少し枠を広げていただいてその分を入れていただくと、クリスマス会とかでやるときは地域の高齢者の方もどうぞというような形になると、本当は一番理想的な形がつくられていくのではないかとこのように思いますので、この施設の利用方法ということで、もしご意見があれば伺わせていただきたいと思います。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ただいまご意見いただきました。老人憩の家ということで60歳以上の方の施設ということでございますが、地域の方でほかに施設がない場合などとかを今後、検討させていただきたいなというところ、それから、子供たちとの共生ということでは、前回も土見委員からもお話がございましたが、新しい施設のほうで事業展開の中で何かそのようなものはできないかなということで、今後検討させていただきたいなと考えてございます。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。施設の大いなる利用方法ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、12ページ、いろいろと今、ご意見もいただきましたし、それから、市の考え方もいただきました。私、この中で細かいことをあれなんです、一番案じているのが、やっぱり支援を要する児童の受け入れというところなんです。まずこの辺は、これまでは4人に1人ですけれども、加配する部分が2人に1人ということで大変よかったというふうに思います。先生方、大変苦慮している部分であります。特に4年生から6年生までの受け入れ、少ないんだろうと思うんですが、そういうお子さんの体力・気力、非常に大きいものがあります。私、前にお聞きしたときに、やはり指導員の先生方、4年生以上になると大変なんですよということも聞いておりました。この児童クラブができたあたりですね。1年生とは全然体力が違う。そういった学年の子供たちを全部1カ所に収容して、あるいはお預かりして、そこにまたそういった支援を必要とするお子さんが入るといことは、非常にいろんな面で、私たちが想像できないような部分もあるかと思ひます。ぜひこの辺のことを十分に重要視されて、いろんな制度設計、あるいはこれからのいろいろな基準といひますか、そういったものを考えていただければというふうに思ひます。

それで、私もこのたび、いろいろと子ども・子育て支援法とか読んでみましたが、この中に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というのがきちっと明示されておひます。大変細やかに出ておひます。そして、その中にはやはり事業者さんが受け取ったときの基準といったものも細かに出ておひますので、その辺は読んでみて、私自身はああ、このくらいしっかり基準を踏まえていたら本当に安心・安全が提供できる、あるいは、私たちが安心できるという部分がございますので、ぜひその辺を加味して考えていただきたいということをご要望しておきたいと思ひます。

それから、次に行きます。資料番号18の26ページ、議案第67号ですけれども、第7期介護保険事業計画等の策定についてということで今、お話を伺ひました。（「36ページ」の声あり）36ページ、ごめんなさい。36ページになります。介護保険の関係です。

これまでに、また引き続き1つの区切りといひますか、そういったことで第7期の策定ということなんです、これまでの介護保険事業計画と第7期の介護サービス利用などについては大きな違いが出てくるかと思ひますが、その辺、市のほうで考えていらっしやること、あ

るいは感じていらっしゃる事、現状ですね、ちょっとお話しただければと思います。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 第7期の介護保険事業計画でございます。第6期が平成27年度からの中間の年にもう次の計画をつくらなければならないというところの状況でございますが、2025年問題と申しますか、そこに向かってますます本市も超高齢化社会に進んでいくと思います。そういったところに向かって今、地域包括システムの構築というようなことを、地域の中で安心して暮らしていただけるためにというようなことで取り組んでございますが、そのあたりを一層充実させていく、進めていく必要があるかなとまずは思っております。それから、国のほうからこれからまたいろいろ示されてくると思いますが、今のところは、現状のところではまずはスタートをさせていただきながら、状況をいろいろ分析させていただき、その中で取り組みをさせていただければなと思っております。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

一番懸念されるのが、やはり施設の不足なんですね。今現在、塩竈市で待機されている方は実数としてはどのくらいございますか、お聞きいたします。（「お待ちいただけますでしょうか」の声あり）

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 今、お聞きしました。随分いらっしゃるかなということでちょっと確認したかったものですから。これからの平成29年度からの展開は、恐らく在宅に向かっていくのではないかと、国もそのように方向づけをしているようですけれども。もちろん、施設を一生懸命つくっても追いつかないという状況が来ます。本当に2025年度問題というのはそういうところだろうというふうに思っております。在宅で本当に負担なく介護できたら、一番それは理想なことだろうと思います。これから在宅に対する考え方、もし市のほうでありましたらよろしくお願いたします。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 今、阿部委員からお話がありましたように、先ほど私も少し申し上げさせていただきました地域包括システムというのは、実はそのあたりを、在宅、住みなれた地域で安心して介護が必要な状態になっても住み続けられるためにというようなこと



で、施設のほうも大切ではございますが、今後ますます高齢化が進んでまいりますと、施設のほうだけではなく、元気で地域でお暮らしいただけるということが大切になってくると思います。こういった面で、在宅のほうの施策のほうも今後、充実をさせていかなければならないと思っております。

○浅野委員長 阿部委員。

○阿部委員 ありがとうございます。

本当に介護もさまざまな方向づけが必要となってきました。ただ、認知症の方を持つご家庭というのは、家庭で見られる状況ではありません。これはやはり特別な部分として、施設ということも、やはり入るところがなければ大変なご苦労をされるわけですので、ぜひその辺の配慮を込めてこの平成29年度から成る第7期の介護サービスには組み込んでいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 ありがとうございます。

先ほど済みません、待機の状況ということでございました。塩釜地区二市三町内の老人福祉施設、特別養護老人ホーム等の施設でございますが、全体で要介護3以上の方の入所希望者の状況、3月末現在でございますが、94名が希望者というような状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○浅野委員長 ほかにございませぬか。小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

これまでさまざま質疑ありまして、さまざま私のほうでも聞かせていただきました。そういったところで、ちょっと重複する点等あるかもしれませんが、順次、順不同になるかもしれませんがお伺いをしていきたいと思ひます。

それで、まず1点目なんですけれども、清水沢東老人憩の家というところで皆さんからさまざまご意見、質疑等が出てまいりました。そういった中で、この桜ヶ丘の老人憩の家という部分で、この点においてもさまざま質疑があったわけでありまして、いきいきデイサービス、現在20数名の方が利用していらっしゃるということで、ちょっと細かいことなんですけれども、これが清水沢東に移行したときにここで利用されている方々はどういったふうになるのか。ちょっと聞き漏らしかもしれませんが、改めて確認したいと思ひます。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 いきいきデイサービスでございます。失礼いたしました。利用者の方は、市内各地にお住まいの方を送迎をしまして、朝迎えに行きまして終了後にお送りするというようなことで実施しているものでございます。場所を移動しましても同じように送迎で行いますので、ということでございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。ちょっと安心をいたしました。

それで、平成29年4月からの利用のあり方というところでさまざまご意見あったかと思いますが、1つには災害等が発生した場合の施設の位置づけという部分で何か変わってくる、あるいは現在の部分においてちょっと教えていただきたいと思います。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 現在のところ、災害の関係では桜ヶ丘老人憩の家が特別の指定がある施設ではございません。今後の新しい清水沢東老人憩の家のほうにつきましても、そういったところでの位置づけはないところでございますが、地域の方の必要な集いのところではご活用いただけるのではないかと思います。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

さまざまな活用方法があるかと思っておりますのでお聞きをしてみました。ありがとうございます。

続きまして、少し飛びまして、資料No.18の26ページの東日本大震災の災害義援金についてということですが、8月22日に先ほど交付されているということがありましたが、実際に被災者の方々のお手元に届くのはいつぐらいになるのかなというのをちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 川村生活福祉課長。

○川村健康福祉部次長兼生活福祉事務所長兼生活福祉課長 今、支給にかかります手続等を進めてございます。具体的な時期ということでございますが、なるべく早くということでなお一層努力してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。なるべく早くということでぜひお願いをしたいと思います。

続きまして、その次の28ページになります介護ロボット導入促進事業について、この関係でもさまざまご質疑あったわけですが、いわゆる介護ロボットというものについてちょっとお

伺いたかったんですが、着用により人の動きをサポートする筋力補助装置ということで、ちょっとこの絵を見るとバネのようなものがくっついていて筋力を補助するような形になっているのかなと思うんですけども、これって挟まったりしないんですよね。ちょっと絵を見るとそこが気になってしまって。そこだけちょっと教えてください。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 お尋ねでございます介護ロボットのほう、開発が大分進んできているようでございます。まだまだこれからのところでもあるようです。ただ、今、済みません、私も実際に着用したことはないのですが、写真などではそのあたり、工夫はされているようにお見受けいたしました。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。実は私、先日、母のベッドを畳むときに手を挟みまして、ふとそういったことを思ったもので、安全性の確保という観点でもぜひいろいろとご検討をいただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それで、36ページに飛びまして、第7期の介護保険事業計画等の策定についてというところでもちょっと細かいことをお伺いをしたいと思います。

平成28年度の介護サービス利用等実態調査の中で、どういったところを調査していくのかという点でさまざま質疑もあったわけですが、質問というよりもお願いということだったんですけども、介護予防・生活支援総合事業等始まりまして、さまざま効果あるいは課題等も見えてきているのかなというふうに思っておりますので、そのあたり含めて、本当に実態に即した部分を調査をしていただきたいというふうに思います。それで、給付実績等の部分に関してもいろいろ調査なされるんだと思うんですが、実際、給付を受けていらっしゃる方のみならず、例えば介護報酬の引き下げにあった部分で小規模事業者の実態がこうなっているといった部分、あるいはチェックリストというものの活用も始まった中で、実際、給付を受けられる人が受けられないことになっていないかどうか、そういった部分に含めても調査がされるのかどうか、そこをちょっとお聞きをしたいと思います。

○浅野委員長 鈴木長寿社会課長。

○鈴木健康福祉部長寿社会課長 アンケート調査ではいろいろな意向調査などをさせていただきながら、あと、給付の実績、それから施設の利用状況などなど、実態を踏まえての分析を行っていく予定でございます。

あと、最後にチェックリストでサービスを受けられなくなっていないかというようなことでの話でしたが、チェックリストはことしからいわゆる「総合事業」が始まりまして、簡易な検査で、チェック項目で総合事業のほうのサービスが受けられるというふうなものでございまして、これまでのような要支援1、2レベルの方のところではございまして、これまでですと申請の認定の審査会のほうをしなければならぬということで、医師の診断書なども必要でということでは手間などもかかったところを、そこを経ずにサービスが受けられるというような制度のところではございまして。その点、ご理解いただければなと思っております。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 わかりました。制度がさまざま変わる中でさまざまな課題等も出てきているかと思っておりますので、そういったところをしっかりとつかまえられるような調査という点で、しっかりとお願いをしたいと思います。

それで、ごめんなさい、次々と飛んでいくんですが、続きまして、後期高齢者の医療事業特別会計というところで、宮城県後期高齢者医療広域連合への納付金というところで上がっておりますけれども、この点に関しては私からの要望といいますかお願いとなります。先日、これまでの経過の、資料とかあくまでお願いなんですけれども、被災者の方々の後期高齢者医療というところが広域連合の決定によって打ち切られたということもありまして、私も先日、継続の申し入れ等をしてまいりました。その中で広域連合のほうでお話をいただいたのは、広域連合で参加をしておる35市町村の中で、それぞれの首長さんにはこういった申し入れがあったことはお伝えしますということでご返事をいただいたわけでありまして、そういった観点から見ますと、広域連合というのはあくまで市町村の集まりなんだろうということで、ぜひ市として引き続きこういった部分、必要とされている方々を把握をしながら、ぜひ連合の一員として継続、あるいは再開を主張すべきではないかということで、ご意見とございますか、お願いというか、申し上げておきたいと思っております。もしこの点で何かございましたらご答弁をいただきたいと思っております。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 広域連合は、仙台市長が会長、じゃなくて……、（「連合長です」の声あり）連合長になっておりまして、連合長からお電話をいただいたのは事実であります。なかなか後期高齢者の方々については、負担を、広域連合で減免をするとしたときに、結果として料金の

向上につながってしまうと。そういったことを考えたときに、やはり広域連合に加入されている方々は被災者だけではないものでありますので、大変恐縮ですが広域連合については平成27年度は対応しないというようなお話をいただいたところであります。

なお、このことについては、広域連合議会もございますので、そちらのほうにしっかりとご説明をしていただきたいというお話を私のほうからは申し添えさせていただきました。以上でございます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。さまざま考え方等あるかと思いますが、基金の部分等を含め、なかなか、広域連合となると全体的な意見というところで集約されてしまうということもありますので、市長としてもそのあたり、意見の発信等をぜひお願いをしたいと思っております。

続きまして、これまでさまざまご意見が出てまいりましたいわゆる児童館、放課後児童クラブの指定管理というところにつきましてお伺いをしたいと思います。

まず、前提として確認といえますかお伺いをしたかったんですが、総括質疑等でもさまざまな質疑、出てまいりました。そういった中で、これだけ多くの質疑が出てくるということはやはりそれだけ心配な点あるいは懸念、こういった部分があるということでもあります。そういった中で、議論の前提として仮に、議案がどうなるかという部分もあるわけですが、その方向性によっては放課後児童クラブの運営指針にのっとして、例えば方向性としてやはり市の直営で来年度実施をするということもあり得るだろうと、そういった認識、その上での議論といえますか、そういった部分で議論をしているということをちょっと確認をしたいと思います。そこはよろしいでしょうか。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 放課後児童クラブの指定管理についてご質問いただきました。来年の直営を視野に入れての提案なのかというご質問でございました。私ども、これまで初日の提案理由等でご説明させていただいておりますとおり、平成29年の4月からできれば指定管理に移行させていただきたいというふうに考えているところでございます。

その理由としては、これまでも説明さしあげたとおりでございます。平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴いまして、これまでの低年齢児を対象とした保育という視点から小学4年生以上6年生までを受け入れるということになりまして、それは、受け入れに当

たって、これまでの保育の観点からさらに教育という視点をあわせ持つことが必要ではないかというのがまず1点目でございます。

もう一点目としましては、ことしの4月に向けて、小高委員さんにも大変ご心配をおかけしましたが、個々に支援を要するお子さんの受け入れについて、保護者の皆様とことしの2月から3月にかけて何回か個別にご相談等をさせていただきました。おかげさまで保護者の皆様のご理解とご協力をいただきまして、何人かの児童については放課後等デイサービスの併用という形で、今、個々のお子さんの療育にとって非常にいい環境ができているという状況でございます。ただし、このような状況を続けていくためには、私どもとして民間の力をいただきながら、指定管理という制度のもとで安定した安心感のある運営を続けてまいりたいという考え方で今回、ご提案をさせていただいたという経過がございますので、私どもとしてはぜひ皆様にご賛同いただければというふうに考えているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 委員会の場合でありますので、ここはぜひ、私の責任でお話しすべきかと思ひます。当然のことながら、我々も直営ということについても検討をあわせてやっていかなければならないということについてはそういう思ひであります。ただ、昨今、支援員・補助員の方々がなかなか集まりにくいということについては、既に委員の皆様方のお耳にも入っているかと思ひます。1つは、所得の103万円ですか、ということで、ご家庭の主婦が扶養家族というんですか、正確な言葉でなかったらおわび申し上げますが、そういったことで奥様の収入が103万円を超えると扶養手当の支給対象から外れるということで、一定程度そういった収入になりますと途中で放課後児童クラブをやめさせてくれという方々が、かなりの数おられます。そういった方々が結構あるということをおひとつご理解いただければと思ひます。

もう一つであります、これは労働基準法でいいんですか……。 (「労働契約法」の声あり) 労働契約法というものがあまして、要するに今の「臨時的な形」とあえて申し上げますと語弊があるかと思ひますが、5年間継続してということであれば、そこで一旦雇用を切らなければならないということがございます。今、雇用されている方々のかんりの方々が、実はこの5年要件に抵触される方々がおられるということは事実であります。当然、引き続き、直営でということになりましたときに、新たな方々を当然雇い入れをする努力というのはやっていく覚悟ではあります、ただ、一方ではなかなかお集まりいただけない。決して

ことしも42名で定数を充足しているということではなくて、実はかなり厳しい中で放課後児童クラブを運営してきたというのが事実であります。特に、先ほど来ご説明させていただいておりますとおり、支援が必要な方々については4名に1人というよりはもっともっと実は配置をしたいということでありながら、残念ながらそういった方々の雇用ができかねるという環境に置かれておりますので、たまたまその節目が平成29年度ということがあるということも、委員の皆様方にはこれをご報告だけはさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

いわゆる議論の前提といいますが、のっかる部分ということで、まず初めに確認をさせていただきました。

労働契約法というところで説明してもらったんですが、これまでお示しいただいたこれまでの学童保育における問題点・課題、そういったところは恐らく認識としては一緒なんだろうというふうに思っております。そういった状況の中で、何らかの改善・改革、そういったものが必要なんだろうというところにおいても、その認識においては私としても同じ場所に立っているつもりであります。そういったところで、例えば施政方針あるいは行革の方針等を見させていただきましても、これまで運営のあり方、アウトソーシングを図っていくという考え方そのものは示されてきたのかなというふうに思っているわけですが、これに対して、議会で例えば質疑のたび、質疑の機会あるごとに、現在の運営における問題点はこういうことがあるのではないのでしょうかというふうに指摘をさせていただきながら、あくまで市直営のもとでの方向性を自分としてはただしてきたというようなつもりであります。そういった中で、市として前向きに捉えて努力をする旨、この間さまざまご答弁いただいていたというふうに理解をしておりますが、その中でこういった議案が出てきたということがちょっと余りにも性急過ぎるのではないかというような思いがいまだにあるわけであります。

そういった中で、先ほど来、指定管理というところでそこを前提にちょっと話が進み過ぎているのかなという感じもするのですが、問題点と課題、こういったものは確かにあるという中で、これがなぜ指定管理なら解決できると、市直営では解決ができないというところの理由が私にはまだちょっと見えないというところでありまして。例えば、指定管理制度そのものを考えたときに、1つは民間の活力をフルに使って改善を図っていくと。さらにもう一つ、

どうしても予算の削減、そういった部分も入ってきてしまうのかなというような思いがあるわけですが、そういった観点で見ますと、今回の指定管理においてはむしろ予算としては増額となるというところもありまして、予算がふえるのに、市の直営ではなくなって、問題が解決できなくて、指定管理なら解決できると。これ、市直営だとなぜ解決できないのかなという思いがまだ拭い去れないわけでありまして、その点について改めてお伺いをしたいと思います。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 今回の指定管理者制度導入の大きな柱でございますが、先ほど来ご説明させていただいておりますとおり、各放課後児童クラブに常勤のクラブリーダーを配置してクラブの活動をしっかりしたものにしてまいりたいという考え方がございます。現行の市の職員の中で、午後、半日勤務を前提とした中で市の職員の常勤職員を配置するというのは非常に難しい状況がございます。そのような関係もございまして、人件費の見合いではございますが、本市といたしましては、指定管理者を導入することによりまして指定管理料は若干現行よりも増額いたしますが、放課後児童クラブの安定運営ということを考えますと指定管理者制度を導入ということのほうがよろしいのではないかとこの考えに基づいて提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ご説明いただきました。予算の部分で増とはなるけれども、安定を選ぶというお言葉でございましたけれども、そういった中で、予算の部分で増とはなるが安定を選ぶところで、これまでずっと市直営でやってきたことを指定管理にするという時点で、安定という部分から若干外れた部分の懸念というものがどうしても出てくるという中で、例えば、さらに予算では増となるかもしれませんが、直営のままではなぜできないのかということについてはいかがでしょうか。

○浅野委員長 桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 先ほどの市長からの答弁の中でも、直営についてもご検討をさせていただいたということは説明させていただいたとおりでございます。先ほど来ご説明させていただいているとおり、直営でというふうになったときに、これまで、前の常任委員協議会でもご説明さしあげましたが、仲よしクラブの歴史を振り返りますと、地域のお母さん方にあいている時間を利用してお手伝いいただいたという歴史がございます。そのような中で、現在は



非常勤の先生方にご協力をいただいておりますが、そこに市の職員、正規職員、フルタイムの職員を配置ということになりますと、今回、提案させていただいている債務負担行為の限度額では到底、何ていうんですか、不足する、それでは及ばない金額になるというふうに私ども積算しているところでございます。そのようなことを考えますと、フルタイムの本市職員をクラブリーダーとして各クラブに配置するよりも、指定管理者、民間の力をいただきながらクラブリーダーを配置して運営をさせていただいたほうが、より安定した運営につながるのではないかという考えに立ちまして今回提案させていただいたという経過でございます。よろしく申し上げます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

となると、予算というところでこれ以上かけるのはなかなか難しいということが前提にあったという議論だったということでもいいのかというふうに理解をいたしました。

それで、ちょっと細かいことも何点か聞いていきたいと思いますが、いわゆる放課後児童クラブの運営指針というもの、先ほどいろいろお話の中でもありましたけれども、その中で例えば何点か、いかに担保していくのかという点で何点かお伺いをしたい部分がありまして。例えば先ほど、全ての子供が受け入れられるに当たって、配慮を要する子供たちへの対応というところでさまざまありましたけれども、どうもその部分を目玉といいますか、打ち出す一方で、育成支援の継続性ということを考えますと、先ほど土見委員もおっしゃったように3カ年で途切れる可能性という懸念もあるわけでありまして、例えば研修制度の充実、そういった部分でもなかなか参加することが難しいといったような現在の事情もあるかと思うんですが、例えばさまざま検討する中で、県の保育所等訪問支援みたいな事業もあるかと思いますが、もうちょっと、ごめんなさい、ちょっとわかりにくい話なんですけれども、利用者さん負担の制度ではあるんですが、保育所あるいは学童等にも実際現場に専門家が入って指導ができるというようなこともありまして、そういった部分を使いながら、いわゆる今いる支援員さんたち、補助員さんたちにもいかにスキルを上げていただくかというところをまず考えてほしかったなというふうに思うわけでありまして。そういった部分、さまざまありまして、例えば業務上知り得た事柄の秘密保持という部分、これも運営方針の中に入っているわけですが、こういったところが指定管理となった際に果たしてどこまで守られるのかといったような懸念もあるわけなんですけれども、そのあたりについてはどのようにお考えでしょう

か。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、指定管理者の秘密保持という部分につきましては、やはり市でやるにしても、それから指定管理者がやるにしても、やはり個人情報を取り扱うということでその部分については必ず守っていただくということが必要になってきます。そういったところで問題があるということであれば、その業者自体の信頼にもかかわってくる部分になりますので、やはりその辺はきっちりと守っていただく。その辺を協定書なり仕様書なり、そういった部分に記載して、それを着実に守っていただくということになるかと思えます。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

やはりどうしても、市からある程度手を離れて事業が歩き出したときにこういった部分という懸念が、協定書を締結したから大丈夫ということではないだろうというふうに思いますので、そのあたりの懸念もあるということを一言申し上げておきたいと思えます。

それで、先ほどちょっと話が飛んでしまったんですが、いわゆる育成支援の継続性というところがやはり最大限といいですか、大変重要なポイントになってくるかと思えます。そういった中で、これが3カ年というところで業者がころりとかわるということも懸念をされるわけでありまして、そもそも新制度のもとで最大6年間、この学童保育を利用するお子さんが出てくるという中で、あるいは配慮を必要とするお子さんがどんどん増加していく中で、突然環境が変わるということは本当にそのお子さんにとっては非常に重要な視点でありまして、そういった中で、その事業者の撤退の危険性といえますかそういった部分、あるいは、保育行政に係る行政スキルがどんどん下がっていつてしまうんじゃないかというような思いもありますので、その継続性という部分でもう少し詳しくお話をいただきたいと思えます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、放課後児童クラブの支援の継続性ということでございますが、先ほど来、現在雇用している職員につきましては、できることならば現在の指定管理者のほうに継続雇用をお願いしていきたいということでございますが、そのお願いの部分につきましては、やはりこれまでかかわってきた子供の支援の状況、子供たちの特性、そういったものについてはやはり今まで携わってきた職員たちがよく知っている部分がございま

す。そういった意味では、そういった今まで市で雇用をしてきた職員についても、新たな指定管理者のもとで雇用できればそういった部分では継続が保たれるのではないかと考えているところでございます。以上です。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 お願いというあたりでちょっと保障されるものではないということもありますので、そのあたりもやはり大きな懸念があるということをお伝えをしたいと思います。

それで、これまでさまざまお聞きをしてまいりましたが、1つ大きな観点としまして、私自身の思いであります、保護者の理解という部分で果たしてどうなっているのだろうかというような思いがあります。例えば、なぜ利用者アンケートみたいなものが実施をされてこないのかと、あるいは事前説明、意見交換等を行われないのかと、保護者の方々が今ちょっと置き去りにされているのではないかとというような思いもありまして。きょうが9月14日、おととい9月12日のことですか、各学校の父母会長さん向けに説明会が行われたというようなこともお聞きをいたしました。きょう審議をする中で、その2日前に説明会というのもあれっというふうに思ったんですが、そこに出席された方にも少しお話をお伺いしましたが、いわゆる保護者を交えての議論という視点が全くなかったと、保育や教育の専門家を交えての議論も必要ではないのかというようなことをおっしゃられまして、利用者からの信頼関係というものが今、非常に薄れているのではないかとという中で、今、市の保育行政、学童においてはこういうふうに動いていますという説明のみで終わってしまったというようなこともお聞きをしまして、保護者の方、子供たちがちょっと今置き去りなのかなというような懸念もございます。

それで、労働環境という部分で見ましても、現在従事しておられる支援員の方、補助員の方の雇用の保障、賃金というのは、やはりお願いをするという部分ではどうしても不透明な点があるなというふうに思います。例えば、東北大学の今、非常勤講師の方々3,200人、5年間での雇いどめというものをめぐって今、本当に大問題になっているわけでありましてけれども、予算的な部分を考える前に、やはり教育・福祉に関する部分では、人的な部分も含めての安定性・継続性というものが最大限求められるんだろうと。そういった点で、安定した雇用の実施ができるという、その担保が私にはいまだにちょっとわからないと。結局は、非正規雇用の職員さんが基本的な日常業務を担って、時折入れかわりながらクラブリーダーが管理をするという構図になってしまったのでは、逆にこれは人的な保障が担保できないのではない

かと。例えば、シフト制で毎日職員がころころ入れかわって勤務をするようなことになるのではないかというようなことがさまざま懸念をされるわけでありまして。そういった観点から見た際に、子供の健全な育成、遊び及び生活の支援、あるいは働く親と子供の安心・安全な居場所であると同時に、この学童職員の労働環境というものがしっかりと整備改善されないと結果、子供の安心感にはつながらないんじゃないかというような懸念もあるということをお伝えをしたいと思います。

それで、人が集まらないという事情、大変よく理解をするところであります。専門性が求められる本当に大変な職場の中で、なかなか人が入ってこないというようなことでありますが、そこにおいてもさまざま考えなければいけないことがあるんだらうという中で、この指定管理の業者に引き続きの雇用をお願いするんだというようなところがまたちょっと私の中で担保につながらないのではないかというような思いがあります。

それで、ちょっと繰り返すにはなりますが、子供たちと利用者さんという立ち位置から見て、当然何らかの改善が今必要である。それが急務であるということは明白でありますけれども、やはりこれまでさまざまお話をお伺いした中で、指定管理への移行が最善の解決策というところで、まだちょっと私としては納得がいかない部分があります。そもそもが、少し調べてきたんですけれども、指定管理というところではさまざま全国的には議論もあるようです。指定管理制度が法律で定められた意図を見ても、いわゆる規制緩和による民間活力の導入及び経費の縮減がやはり主になっているというところで、児童福祉、教育、保育の分野においてはそもそもなじまないのではないかというような意見がたくさん見られたところでもあります。

そういった中でお聞きをしたいのは、いわゆる指定管理以外の部分でもさまざまやり方はあるのかなというふうに思うわけですが、例えば福祉法人、社協、保護者会、自治体等でさまざまな取り組みがなされているそうでありますが、その上でなぜ指定管理なのかと、そういった議論が尽くされた上での結論なのかどうか、そういった部分。あるいは、なぜそういった議論の内容が我々になかなか示されないのかという部分も含めて、もしお答えいただけるのであればお答えをいただきたいと思えます。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、なぜ指定管理者制度を選択したのかということでございます。このほかにも業務委託ということが考えられるということでございますが、通常の

業務委託の場合、事業者の場合は仕様書に記載されている内容のみしか行うことができません。柔軟な対応がとれないこととなります。それから、施設管理についても同様となります。

一方では、指定管理者制度については指定管理者に一定の裁量というものが与えられることとなります。施設の設置目的を効果的に達成させることができるものとなります。このため、今回の児童館、それから放課後児童クラブの運営に当たりましては、指定管理者制度を導入しようとしたものでございます。

○浅野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、委員のご質問は、まずはなぜ直営ができなかったのかというご質問であったかと思えます。先ほど部長からもご答弁申し上げましたが、勤務形態が平日でありますと午後から勤務というような形の、「非正規」と言っているのかどうかかわからないんですが、そういった勤務時間内の正規職員という配置は行政の中ではなかなか難しいのかなと。さまざまな角度からそういった可能性がないのかどうかということも議論させていただきましたが、なかなか難しいということが正直な感想でありました。したがって、今のような勤務形態で直営で継続していくということについては、なかなか難しいと。

一方では、非常勤職員あるいは補助員という形で雇用していくということについては、先ほど委員もお話しされておりましたが、東北大学で三千数百名がということについては我々は十分理解しておりますし、また、管内のある病院でも同様な事象に直面されておられまして、大変ご苦労されているというお話はお伺いをさせていただきました。ただ、現行の法律の中でその壁を乗り越えるのはなかなか難しいと。

しからば、一部委託あるいは委託というようなことができないのかということについても、検討はさせていただきました。ただ、今回、委託をする、今回アウトソーシングをする中身を考えますと、やはり地方自治法上は指定管理者ということになるのではないかというような、さまざまな角度から検討をさせていただきました結果としてこのようなご提案をさせていただいたところであります。

なお、内部におきましても平成27年度からこのことについては検討に取り組んでまいったところでもあります。ごく一部分であったかと思えますが、常任委員協議会等にもご報告をさせていただきました。つい直前までも、我々の行政の中でも本当にこの方法であっていいのかどうかということについてはさまざまな角度から検討させていただきました。そのような結果に基づきまして、ぜひ、まずは放課後児童クラブでお預かりする子供さんたちの立場を考

えたときには、この方法が一番いいのではないかという思いで提案をさせていただいたところでございます。よろしくお願いたします。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

さまざまご検討をいただいたということで、そういった部分の努力に関しては本当にありがたいものだなというふうに思うわけではありますが、その一方で、1つ指定管理というところの性質そのものを考えますと、どうしても理想とする部分、こうあるべきという部分が、ある程度予算といいますか、そういった金銭的な部分で行政よりもさらに縛られる部分が出てくるのではないかというような懸念があります。そういったところで子供たちが置き去りになってしまうのではないかというような懸念がやはり拭えないわけがあります。

それで、指定管理になった場合にこういった制度導入のメリットがありますよということでさまざまお示しをいただいたわけですが、その一方で、例えば他市町村の事例等を見ましても、安定的な運営をなさっているところもあればさまざまな問題点が発生をしているところもあるということで、そういった部分も一定、我々のほうでも研究しなければいけないなというような思いもありました。

そういった中で、とある自治体で実施をされたいわゆる指定管理者制度の問題点ということでどういったものがあつたのかなというふうに多少調べたわけではありますが、やはり経費の削減のみが強要をされて無責任な状態が野放しになっているというような実態も、ある自治体の中ではあつたようであります。いわゆる経費削減、市場原理の中に子育てを放り込むというようなことで、そういったことが発生してしまったということもあつたようであります。さらに、その自治体では、塩竈市では3年間の指定管理期間ということになっておりますが、その自治体でも2年という短期間で行つたということで、非常に事業の安定性・継続性を欠くものとなつたと。特に、指導員の雇用が極めて不安定になつたと。この短期間で再選定をさせるやり方というものが、囲い込み保育となつたというような事例もあつたようであります。そして、指定管理者となつたAという業者が、経費削減を強要されるため指導員の配置を適切にしなかつたと、研修費を削減していったと、教材費を削減していったと、こういった問題が発生する中で、新たに指定管理者となつたBは、Aの指導員の人件費の6割あればできますよと、こういった売り込みもあつたそうで、そういった観点から見た際に、労働法制上もちょっと問題があるのではないかというようなことも発生をしたということが

あったわけでありませう。

それで、そのほかに運営概要という点で見ますと、開館時間の変更、休館日の変更等が可能というふうには、いわゆる指定管理に移行すればこういふことができますよというふうなこともあったわけですが、これはある意味、指定管理でなくても要望が強く出ている中で市がどういふ施策を行うかというふうなところなんだろうというふうなこともありまして、そこもちょっと指定管理だからということではないのかなというふうには思ったわけでありませう。

それで、これまで長時間のお時間をいただきましてさまざまお聞きをしてきたわけですが、現状を、仲よしクラブの運営においてはさまざまな課題が本当に山積をしているというふうなところは私も認識は同じであります。そして、その改善も喫緊の課題であるという認識は、本当に私も同じであります。つまりは、直営にこだわるということではなくて、本当に改善される子供たちのこと、あるいは保護者さんの立場で見たときに、果たしてこれが必ず改善につながるのかというところがあれば、当然、賛成・反対という部分で出てくるわけですが、ちょっと今今、課題の解決を図るためにちょっと議論が足りないのではないかなというふうな思いが拭き切れないわけでありませう。

例えば、先ほどさまざま運営基準、選定基準といったお話ありましたけれども、公募に当たってどういふ資料を示したのかと。例えば、公平性という観点がありますので企業名から何から全て出してくれというふうなことは言いませんが、そういった部分においてもある程度の情報を示していただきなかつたというふうなこともありますし、1つ大きな部分で申し上げますと、事前に利用者さん、保護者の方、そういった方々に意見を聞くことはないんだろうかというふうな思いもあったわけでありませう。例えば、児童福祉法の精神でいいますと、第2条において全て国民は児童が良好な環境において生まれ、児童の年齢及び発達の程度に応じてその意見が尊重されると、最善の利益が優先して考慮されるということがうたわれているわけでありませうが、そういったことがうたわれる中で、なかなか予算という中身が予定ができないというところも私としては懸念としてあるわけでありませう。

やはり保護者、子供が置き去りにされているという観点で見ますと、児童福祉法の精神のみならず、例えば国連の子どもの権利条約、ございませう。第3条においても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとするというふうな点もありますし、第12条を見ますと、子どもの意見表明権というものもしっかりと明記をされているわけでありませう。その子どもの意

見表明、子どもの意見をしっかりと受けとめていく場をつくるためには、子供たちの保護者である、意見を代弁することができる保護者さんの意見もしっかりと聞いていくべきだろうというふうに思うわけでありまして、そういった中で、なかなかそういった機会もないままこのまま指定管理というところが前提となって進んでいくというところは、私としてはちょっと今今は納得はできないなというふうに思いますので、そういった点、私からの意見ということで一旦ここで終わりたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言はございませんか。土見委員。

○土見委員 済みません。先ほど放課後児童クラブのところでも1つ聞き忘れていたのがあるんですが、実際に例として指定管理に移行した場合に、その活動内容について定期的に評価するような定期評価委員会みたいなものというのは設置するご予定なのでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 この指定管理を導入された事業者におきましては、まず、モニタリングを実施していただくということになります。まず、指定管理者自体が自己評価を行っていただく。あと、常に記録とか、日誌とかそういった部分で記録をつけていただいてそういった自己評価の部分につなげていっていただくということと、本市としましてもやはりそういった状態を見ていくというような形でのモニタリングというのは実施していきたいと考えているところです。

○浅野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

モニタリングをやるという話なんですけれども、どうしても内側からの目線のみそうすると注視して、評価が偏ってしまうような気がするんですけれども、やはり外から見たときの指定管理者の評価というものは特に、指定管理期間中行うということは、今のところ予定していないということでしょうか。

○浅野委員長 木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、モニタリングの実施に当たりましては、実際にアンケート等も利用者からとりながら、そういったところも実施していきたいと考えております。ただ、外部からの評価という部分では、現在のところは考えていなかったところでございます。

○浅野委員長 土見委員。



○土見委員 ありがとうございます。

そうですね。今のところ考えていないという話なのですが、例えば利用者さんであったりとか、指定管理の業者さんがより常に身を正す、姿勢を正しながらというか、常に緊張感があるような形で運営していくには、やはりそれなりの外部からの、監視と言うとちょっと行き過ぎかもしれないんですけども、やはりしっかり運営していかなくちゃいけないと常に緊張感を持って業務に当たられるように、外からの目線というの必要なんじゃないかなというふうに申し上げて私のほうの質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。小高委員。

○小高委員 済みません、先ほど長時間いただいたところでまたちょっとお聞きをしたいんですが、先ほど保護者アンケートというものを事後の評価の中でとっていくというようなお話ありましたが、やはり市民のほうでもいわゆる保護者が置き去りになるんじゃないかという懸念もお持ちなのかなというふうに思いました。そういった中で、いわゆる設置、指定管理を検討するに当たって、保護者の意見というものがどこまで考えられるのか、もし考え方があれば教えていただきたいと思います。

○浅野委員長 答弁、お願いします。木村子育て支援課長。

○木村健康福祉部子育て支援課長 まず、保護者の皆さんに対してましては、先日、小高委員おっしゃいましたように12日に保護者会の役員の方とお話をさせていただきました。実際には、今回の議会でこの議案が通ったときには、実際に保護者に対する説明会を開催していきたいと考えておりました。その部分で保護者説明会を行いまして、意見を聞く場を設けていきたいなどは思っていたところでございます。

それと、現在、塩竈市におきましては子ども・子育て会議というものもございまして。子育てに関係するさまざまな団体の方々が集まって会議をお願いしているような状況です。その中でもやはり意見を聞きながら、これまでも意見を聞いていたところではございますけれども、そういった場で意見を聞きながら進めてきたところではありました。

○浅野委員長 小高委員。

○小高委員 議案が通った後の保護者説明会というふうにおっしゃいましたけれども、いわゆる指定管理というものが動き出してからの説明会ということで、どこまで果たして保護者の思い・意見、そういったものが反映されるのかなという部分でも大きな懸念がございまして。私自身、一保護者ですので、こういった部分もし考えておられるのであれば、保護者としては

事前に聞いてさまざま表明したいなということも一個人としては思うわけでありまして、そういう部分で、最後になりますけれども、あくまで、繰り返しになりますが、新制度のもとで児童福祉法ではっきり位置づけられたと、設置基準の条例化、高学年学童の実施等、その前進面というものも多くあったんだろうというように思うわけでありまして。そういった中で、平成27年度から実施をした中でさまざまな問題点が明らかになったということは認識は同じでありまして、そういった中で、指定管理への移行ありきではなくて、どういった方策が最善の方策なのかと、そこを議会も含め、利用者の方々も含め、そして現場も含めて議論の場をつくりながら、一定程度やはりそこには時間がかかるのかなと、時間をかけることも多少必要なのかなと。もちろん、それで仮に来年4月からやはり直営でやらなければいけないということになってしまった場合には、これはもう法の精神にのっとり、しっかりと、泥をすすってでもやっていただくというような覚悟も持っていただきながら、学童保育のあり方という点でどういった形が本当に望ましいのかというところで議論をさらに望みたいということをお伝えをして終わりたいと思います。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。志野保険年金課長。

○志野健康福祉部保険年金課長 失礼いたしました。議案第64号の国民健康保険事業特別会計の補正予算に関連しまして、先ほど菊地委員からご質問がございました、昨日、厚生労働省から発表になりました医療費の関係での塩竈市の状況についてご説明させていただきます。

1人当たりの医療費、全国統計としましては32万7,000円年間ということで、このうち、さらに国民健康保険の全国統計といたしましては33万9,000円という数字が厚生労働省から発表されております。若干、数字が大きく変わる可能性もあるというふうな付記書きがございしますが、ほぼこの数値かと思えます。なお、これに関連します塩竈市の金額につきましては、1人当たり39万9,448円となります。対比しますと、日本の国民健康保険の平均の数字は33万9,000円でございますので、金額ベースで6万448円、率にして17.8%全国平均を上回っているというのが塩竈市の状況でございます。よろしく願いいたします。

○浅野委員長 ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時05分 休憩

---

午後1時43分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号に係る本日の質疑はこれまでとすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 ご異議なしと認め、議案第62号に係る本日の質疑はこれまでといたします。

暫時休憩いたします。

午後1時43分 休憩

---

午後1時48分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ質疑はこれにて終了といたします。

続いて討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第60号、第64号、第67号及び第68号について採決いたします。

議案第60号、第64号、第67号及び第68号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手全員であります。よって、議案第60号、第64号、第67号及び第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号について採決いたします。

議案第63号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。（「一般補正予算。認めるの。認めちゃうの。認めたら修正……」「わかりました」「もう一回聞きますよ、いいですか。小高さんのために」の声あり）

もう一回聞きます。議案第63号については原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○浅野委員長 挙手多数であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時50分 休憩

---

午後1時59分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、民生常任委員会閉会中の調査に係る取り組み課題を議題といたします。

平成28年8月25日木曜日に開催いたしました本委員会の勉強会において、閉会中の調査に係る取り組み課題については、「社会福祉及び福祉施設の管理運営等について」を所管事務調査事件とする意見がありました。そのほかに調査事件にすべきものがあれば各委員よりご発言をお願いいたします。ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時26分 再開

○浅野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言がなければ、本委員会の所管事務調査事件についてお諮りいたします。

調査事件については、「社会福祉及び福祉施設の管理運営について」とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続いて、次回の民生常任委員会の開催についてお諮りいたします。

次回の民生常任委員会については平成28年10月19日午後1時から開催し、調査事件「社会福祉及び福祉施設の管理運営等について」を議題とし、関係部課長に出席要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 次に、資料要求について確認いたします。

前回の勉強会において保育現場、待機児童の実態と公立・私立保育所の保育士の処遇格差等に係る資料を求めることとしておりますが、内容については、本市において公立・私立の別、

保育所・保育園名、定員数、募集締め切り時の申し込み者数、入所者数、障がい児の受け入れの可否、正職員・臨時職員ごとの人数、平均月収、賞与の有無とすることでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うこととしたいと思います。

資料要求について、当局において内容の確認をいただき、ご発言をお願いいたします。

桜井健康福祉部長。

○桜井健康福祉部長 資料については期日までに提出させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○浅野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○浅野委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定いたしました。

以上で本日の会議は終了いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時28分 閉会

---

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

民生常任委員会委員長 浅野敏江